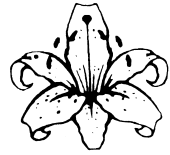


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年12月10日(金曜日)

号外第74号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表	
監査の結果に関する報告について	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第20号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月10日

- | | |
|----------|--------|
| 神奈川県監査委員 | 村上英嗣 |
| 同 | 太田真晴 |
| 同 | 吉川知恵子 |
| 同 | 嶋村ただし |
| 同 | てらさき雄介 |

令和3年財務監査(定期監査)等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和3年に実施した財務監査(定期監査)及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査(定期監査)及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員嶋村ただし及び監査委員てらさき雄介を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものに合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会に提出するとともに公表する。

令和3年10月12日

- | | |
|----------|--------|
| 神奈川県監査委員 | 村上英嗣 |
| 同 | 太田真晴 |
| 同 | 吉川知恵子 |
| 同 | 嶋村ただし |
| 同 | てらさき雄介 |

目次

第1 監査の種類	1
第2 監査の対象	1
1 財務監査(定期監査)	1
2 行政監査	1
第3 監査の着眼点	1
第4 監査実施箇所数	2
第5 監査実施期間	2
第6 監査の実施内容	2
1 財務監査(定期監査)	2
2 行政監査	2
第7 監査の結果	2
1 監査結果の概要	2
(1) 本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2) 局等別内訳	2
2 不適切事項	3
(1) 特記すべき事案	3
(2) 複数の機関で認められた事案	10
3 要改善事項	11
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	11
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	15
4 箇所別の監査結果	16
(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	16
(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	37

第1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、七〇四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は551か所、その内訳は本庁機関199か所、出先機関352か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査(甲)230か所、監査(乙)321か所(うち書面調査163か所)である。

なお、出先機関352か所のうち、令和3年4月30日までに結果を取りまとめた99か所については、監査の結果に関する報告を、令和3年7月13日に議会、知事等に提出するとともに、同年9月24日付けで公表(公報掲載)しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区分	対象箇所	実施箇所				計
		監査(甲)	監査(乙)		計	
			うち書面			
本庁機関	か所 202	か所 187	か所 12	か所 0	か所 199	
出先機関	352	43	309	(163)	352	
重点所属	18	16	2	0	18	
大規模所属	12	7	5	0	12	
中規模所属	63	14	49	0	63	
小規模所属	6	0	6	(1)	6	
業務定型的所属	253	6	247	(162)	253	
計	554	230	321	(163)	551	

(注) 1 監査(甲)は監査委員による実地調査、監査(乙)は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部)を実施している。

2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査(甲)を実施することとしている。

第5 監査実施期間

令和3年1月12日から同年9月14日まで

出先機関：令和3年1月12日から同年9月14日まで

(職員調査は、令和2年12月1日から令和3年7月8日まで実施)

本庁機関：令和3年7月19日から同年9月14日まで

(職員調査は、令和3年5月13日から同年8月10日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否

- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分等の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が252件認められ、その内訳は、不適切事項243件(うち既報告32件)、要改善事項9件(うち既報告2件)である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した252件の本庁機関及び出先機関別の内訳は、次のとおりである。

指摘事項区分	令和3年監査			令和2年監査			比較増減		
	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計
不適切事項	53	190	243	64	97	161	△11	93	82
要改善事項	3	6	9	1	3	4	2	3	5
計	56	196	252	65	100	165	△9	96	87

(2) 局等別内訳

指摘した252件の局等別の内訳は、次のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
		不適切事項		要改善事項			
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	か所 20 (8)	か所 6	件 13	か所 6	件 13	か所 0	件 0
総務局	26 (14)	13	25	13	22	2	3
くらし安全防災局	8 (3)	5	7	4	6	1	1
国際文化観光局	6 (2)	2	2	2	2	0	0

スポーツ局	6 (1)	2	10	2	10	0	0
環境農政局	28 (16)	11	19	11	17	2	2
福祉子どもみらい局	24 (13)	13	27	13	27	0	0
健康医療局	25 (17)	11	18	10	17	1	1
産業労働局	18 (11)	5	8	5	8	0	0
県土整備局	37 (15)	14	33	14	33	0	0
会計局	3 (0)	1	1	1	1	0	0
企業庁	28 (17)	8	17	8	16	1	1
議会局	4 (0)	1	1	1	1	0	0
教育委員会	196(181)	50	66	50	65	1	1
各委員会等	9 (0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	113 (54)	4	4	4	4	0	0
計	551(352)	147	252	145	243	8	9

- (注) 1 実施箇所数の()は、出先機関数で内数である。
 2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを、国際文化観光局には国際言語文化アカデミア(令和3年3月31日廃止)をそれぞれ含めている。
 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

不適切事項は243件で、令和2年監査に比べて82件増加し、2年ぶりに増加している。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が47件増加の93件と倍増し、2年連続で最も件数が多くなったほか、財産の項目は14件増加し、2番目に多い49件となっている。

(監査実施箇所数 令和3年：551か所、令和2年：552か所)

項目	令和3年監査		令和2年監査		件数比較増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
財務監査	239	98.4	160	99.4	79	149.4
予算執行	18	7.4	19	11.8	△1	94.7
収入	9	3.7	15	9.3	△6	60.0
支出	38	15.6	23	14.3	15	165.2
会計事務処理	0	0.0	1	0.6	△1	皆減
契約	93	38.3	46	28.6	47	202.2
課税徴収	5	2.1	1	0.6	4	500.0
工事	18	7.4	10	6.2	8	180.0
補助金	0	0.0	4	2.5	△4	皆減
現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財産	49	20.2	35	21.7	14	140.0
庶務	0	0.0	3	1.9	△3	皆減
その他	9	3.7	3	1.9	6	300.0
行政監査	4	1.6	1	0.6	3	400.0
計	243	100.0	161	100.0	82	150.9

不適切事項の内容としては、予算の執行科目を誤っていたもの、契約の締結に係る手続を誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認められたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、財産の使用許可等を行っていなかったもの、物品の出納に係る手続等を行っていなかったものなど事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。

不適切事項として指摘したの中には、予算の執行等に当たり科目を誤っていた事態が16件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、今回指摘した16件のうち5件については、関係所属において適切な処置を講ずることができなかつたため、3年連続して歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の金額に誤りが認められる結果となった。なお、上記5件の中には、予算の執行に当たり、歳入と歳出とを混同し、契約の履行遅滞に伴う違約金の収入調定を行わず、契約額から当該違約金相当額を減額して支払う処理としていた事態があったため、昨年及び一昨年の指摘とは異なり、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の歳入合計及び歳出合計の金額や実質収支に関する調書の歳入総額及び歳出総額の金額にも誤りが認められる結果となった。

さらに、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定した地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていない事態や、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた事態など法律・政令に違反する事態も散見された。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備などに起因するものと考えられることから、各所属においては、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るなど、適正な事務の執行のために、より一層努力する必要がある。

一方、令和2年4月から内部統制制度が導入されたところであるが、不適切事項の件数は、令和2年監査に比べ大幅に増加する結果となったことなどから、本報告における監査委員による指摘等も踏まえ、全庁的に対応策を実施するリスクの見直しを行うなど、より効果的な内部統制の整備及び運用に向けて取り組んでいくことが重要である。

(1) 特記すべき事案

不適切事項243件のうち、特記すべきものが次のとおり87件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

⑦ 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 収入

- 流域下水道事業に係る事務経費負担金の算定を誤っているものがあつた。これにより、1件、154,576円が徴収不足であつた。(県土整備局事業管理部県土整備経理課 p.27)

b 支出

- 消防設備士講習業務委託(単価契約、6,160円/申請者)に基づく業務である講習案内の送付について、受講対象者の誤った住所データを受注者に提供したことにより誤送付が2,268件発生したため、当初予定していなかった再送付に係る郵送料193,072円を別途支払っていた。(くらし安全防災局防災部消防保安課 p.20)
- 令和2年11月分水道料金の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であつたことから、誤った請求額に基づき、1件、62,637円を過大に支払っていた。(福祉子どもみらい局神奈川県立おおいそ学園 p.24)
- 学校案内の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費1件、75,900円を支払っていた。(教育委員会神奈川県立秦野高等学校 p.35)

c 課税徴収

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、147,000円(本税)あつた。
その結果、上記の課税誤り3件、147,000円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が71,953円発生していた。(総務局神奈川県横浜県税事務所 p.18)
- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、226,200円(本税)あつた。
その結果、上記の課税誤り4件、226,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が116,008円発生していた。(総務局神奈川県戸塚県税事務所 p.19)
- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが4件、131,900円(本税)あつた。
その結果、上記の課税誤り4件、131,900円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が81,225円発生していた。(総務局神奈川県高津県税事務所 p.19)

d 工事

- 令和元年度の議員控室改修工事の施工に当たり、改修工事において新たに設置する一部の鋼製建具について、設計図の誤りにより誤った建具が設置されていることを認識していたものの、翌年度に建具の交換工事をする事とし、本来の工事の目的が達成されていないにもかかわらず、工事が完

成したとして工事代金(25,925,900円)を支払っていた。そして、改めて令和2年度に建具の交換工事を行った結果、適正な設計に基づき工事を施工した場合に比べて322,190円の追加費用が発生していた。(総務局財産経営部施設整備課 p.18)

- 令和元年度交通安全施設補修工事(県単)その1の変更設計額の積算に当たり、歩道橋撤去工及び付帯工について、構造物とりこわしを誤って二重に計上して積算するなどしていたため、変更後の設計額(96,008,000円)が110,000円過大であつた。その結果、変更後の契約額(87,348,800円)が100,100円過大であつた。(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p.27)
 - 令和2年度通常砂防工事(公共)当初5号その1地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(8,800,000円)が99,000円過大であつた。その結果、変更後の契約額(7,475,600円)が83,600円過大であつた。(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p.29)
 - 令和元年度河川改修工事(公共)その3、令和元年度河川修繕工事(県単)その55、令和元年度河川修繕工事(県単)明許繰越その2合併の変更設計額の積算に当たり、根固め工で実施した根固めブロック工の既設床固取壊し工について、廃材処理料を361,050円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額(68,189,000円)が572,000円過大であつた。その結果、変更後の契約額(60,663,900円)が509,300円過大であつた。(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p.29)
- #### e 財産
- 行政財産の使用許可の手続を行わないままインフォメーションセンター(売店)(28.590㎡)及び花売店(19.960㎡)が設置されているものがあつた。これにより、令和2年度の使用料2件、356,719円が徴収不足であつた。(環境農政局農政部農政課 p.21)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

- 令和元年度伽藍沢調査設計委託業務(公共)の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(16,071,000円)が187,000円過小であつた。その結果、変更後の契約額(12,848,000円)が154,000円過小であつた。(政策局神奈川県西地域県政総合センター p.17)
- 平成30年度広域農道整備事業米神フジガスタ第

2工区工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算するなどしていたため、変更後の設計額(114,728,400円)が194,400円過小であった。その結果、変更後の契約額(104,392,800円)が183,600円過小であった。(政策局神奈川県西地域県政総合センター p.17)

- 令和元年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)104-2地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(7,084,000円)が286,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(6,020,300円)が243,100円過小であった。(県土整備局神奈川県横浜川崎治水事務所 p.29)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

a 予算執行

- 土地建物賃貸借契約に係る収入1件、3,049,345円について、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務使用料で収入していた。(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p.21)
- 側溝清掃業務委託契約に基づく令和2年4月分から同年8月分まで(支払額4,295,236円)の執行に当たり、「(節)役務費」とすべきところ、「(節)委託料」で執行していた。(県土整備局神奈川県西土木事務所 p.28)
- 公用車の購入2件、3,145,168円の執行に当たり、入札、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁により行うこととしていたにもかかわらず、そのために必要となる神奈川県財務規則及び神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づく事務事業の指定を受けていなかった。(県土整備局神奈川県流域下水道整備事務所 p.29)

b 収入

- 教育財産の目的外使用許可及び使用承認に係る使用料4件、1,535,057円について、調定が3月を超えて遅れていた。(教育委員会神奈川県立城山高等学校 p.34)

c 支出

- 神奈川県総務事務等業務委託(長期継続契約、契約総額1,912,808,700円、契約期間:令和元年11月1日から令和4年10月31日まで)に係る令和2年3月分の支払額45,980,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。(総務局総務室 p.18、総務局組織人材部人事課

p.18)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方自治体特別税申告書記載の手引及び申告用紙印刷代1,491,710円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。(総務局財政部税務指導課 p.18)
 - 令和2年6月分の電気料金(2件、2,921,323円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、3,244円を支払っていた。(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p.21)
 - 令和2年度神奈川県精神障害者スポーツ大会開催事業委託契約ほか1件(契約額計5,969,000円)に係る第2回目の支払額2件、2,984,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、1,274円を支払っていた。(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p.21)
 - 給食調理業務委託に係る令和2年4月分給食食材調達業務の支払額3,148,127円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、800円を支払っていた。(福祉子どもみらい局神奈川県立子ども自立生活支援センター p.24)
- (イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
- 借用物品2点(契約額総計2,106,720円)の受入れに当たり、神奈川県財務規則に基づく出納の通知を行っていなかった。(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p.21)
 - 公益社団法人神奈川県医師会に貸し付けていた両袖机ほか13点(価格計1,611,566円)について、物品処分手続が3月を超えて遅れていた。(健康医療局保健医療部医療課 p.25)
 - 購入により取得した分光光度計(税込価格1,421,750円)、リアルタイムPCR装置(税込価格7,526,750円)、DNA増幅装置(税込価格1,472,900円)、DNA解析装置(税込価格1,413,500円)及びDNA解析装置(税込価格21,419,750円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。(健康医療局神奈川県衛生研究所 p.25)
 - 全日制授業料の収入未済19件、1,281,370円について、平成29年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立愛川高等学校 p.36)
 - 購入により取得したプロジェクター等備品12点(税込価格計1,232,660円)について、出納の通知や備品

台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立あおば支援学校 p.36)

(カ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 土地賃貸借契約2件(契約額計10,793,087円)の締結に当たり、貸付料納付に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%と記載していた。(政策局知事室 p.16)
- 空調自動制御装置保守点検委託契約(契約額12,485,000円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月1日に締結していた。(総務局総務室 p.18)
- 庁舎清掃業務委託契約(本所、横浜駐在事務所、川崎駐在事務所)ほか3件(契約額計11,757,020円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。(総務局神奈川県自動車税管理事務所 p.19)
- 軽自動車税環境性能割申告書受付等業務委託契約(契約額26,537,716円)について、専門的知識等を有する者が特定の者に限られるとして、当該特定の者を契約予定者とした事前公募方式により受注者を決定するに当たり、公募の参加資格である業務実施要件として、当該特定の者の事業所所在地を執務場所として確保することを求めており、当該特定の者以外の業務実施可能者の有無を確認するための要件として不適切であった。(総務局神奈川県自動車税管理事務所 p.19)
- 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約額55,044,000円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(国際文化観光局神奈川県パスポトセンター p.20)
- スポーツターフ維持管理事業委託契約(契約額11,187,000円)について、芝刈り回数の減工等をしていただにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。(スポーツ局神奈川県立スポーツセンター p.21)
- 庁舎清掃業務委託契約(当初の入札における契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤って条件付き一般競争入札を実施し、これを取り消した後、

当初3年間としていた契約期間を、令和2年4月から6月までの3か月間と同年7月以降に分割し、さらに後者については、同月1日から令和4年3月31日までに期間を短縮した契約(契約総額18,040,000円)とすることとし、予定価格を同政令の規定が適用されない3,000万円未満とすることにより、条件付き一般競争入札を実施して受注者を決定していた。(環境農政局神奈川県農業技術センター p.22)

- 令和2年度における賄材料の納入契約5件(単価契約、支出額計10,188,822円)のうち1件について、契約書の所在が不明であった。また、残りの4件について、契約締結日の記載がなく、このうち1件は発注者及び受注者の押印がなかった。(福祉子どもみらい局神奈川県立おおいそ学園 p.24)
- 清掃業務委託契約(契約額11,616,000円)について、令和2年9月1日からの業務内容変更に伴う変更契約に当たり、令和2年12月に契約を締結し、契約日を同年9月1日に遡っていた。(福祉子どもみらい局神奈川県立青少年センター p.24)
- 医療関連業務委託契約ほか1件(契約額計20,842,800円)について、入札不成立による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(福祉子どもみらい局神奈川県立総合療育相談センター p.24)
- 庁用自動車運行管理業務委託契約ほか2件(契約額計27,878,400円、契約期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月3日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。(福祉子どもみらい局神奈川県立さがみ緑風園 p.25)
- 庁舎清掃業務契約及び庁舎巡回管理業務委託契約について、令和2年4月1日からの契約開始に向けて入札を実施すべきところ、業務多忙であるとして入札公告を遅らせた上で、それぞれ同月1日から同月10日までの契約(契約額計:273,020円)、同月13日から同月17日までの契約(契約額計:172,700円)及び同月20日から両業務の終期(庁舎巡回管理業務委託契約については令和5年3月31日、庁舎清掃業務委託契約については令和3年3月31日)までの契約(契約総額計:27,214,000円)の3契約に分割し、前2者については予定価格が50万円未満であることを理由として一者随意契約を締結していた。(産業労働局神奈川県立産業技術短期大学校 p.27)
- 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約(契約額6,732,000円)及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約(契約額11,880,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[既報告](県土整

備局神奈川県厚木土木事務所 p.28)

- 令和2年度河川修繕工事(県単)その4湖尻水門放流操作設備保守点検業務委託テレメータ放流警報システム保守点検業務委託発動発電機設備精密点検業務委託契約ほか1件(契約額計13,728,000円)について、入札公告では契約期間の始期を令和2年4月1日としていたにもかかわらず、落札決定の通知が同月2日に遅延したため、入札時の条件と異なり、同日を始期として契約を締結していた。(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p.29)
- 庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額10,967,440円)に係る委託対象自動車のリース契約を解除するなどしたにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。(県土整備局神奈川県横浜川崎治水事務所 p.29)
- 令和2年度上半期複写用紙(横浜北)単価契約ほか7件(概算総価額計77,052,613円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。(会計局調達課 p.30)
- 収納データ作成業務委託契約ほか2件(単価契約、概算総価額計36,996,000円)及び上下水道料金管理システム等運用業務委託契約ほか2件(契約額計252,208,000円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、企業局総務部長通知に基づき新年度開始後速やかに契約すべきところ、いずれも5月に締結していた。(企業庁財務部会計課 p.30)
- 企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事(概数設計)ほか1件(契約額計75,598,820円)の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。[既報告](企業庁神奈川県企業庁相模原水道営業所 p.30)
- 令和2年度谷ヶ原浄水場脱水ケーキ処理業務委託契約(単価契約、概算総価額35,062,500円)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、同政令第11条第1項により随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。(企業庁神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 p.31)
- 谷ヶ原浄水場排水処理施設運転管理業務委託(単価契約、概算総価額213,229,079円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認

したため、随意契約を行った場合に同政令第12条及び神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。(企業庁神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 p.31)

- 校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約(契約額27,500,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(教育委員会総務室 p.31)
- 県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)及び校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約(契約額27,500,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(教育委員会行政部財務課 p.32)
- 外国人による語学指導推進事業に係る外国語指導助手業務委託契約4件(契約額計344,856,902円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月14日に締結していた。(教育委員会指導部高校教育課 p.32)
- 県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(教育委員会指導部保健体育課 p.32)
- 定時制課程を置く県立高等学校のうち食堂運営を希望する11校における食堂業務委託契約(11件、契約額計26,032,928円)に係る受注者の選定について、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、事前公募により行うこととし、上記の11校に指示していた。その結果、11校全てにおいて、事前公募により受注者を決定していた。(教育委員会指導部保健体育課 p.32)
- 環境整備業務委託契約(契約総額24,156,000円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。(教育委員会神奈川県立金沢総合高等学校 p.33)
- 金沢養護学校給食業務委託(長期継続契約、契約総額63,379,800円)について、入札不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に

定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。(教育委員会神奈川県立金沢養護学校 p.36)

- 環境整備業務委託契約(長期継続契約、契約総額19,690,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。(教育委員会神奈川県立横浜ひなたやま支援学校 p.36)

(h) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

- 受講用端末ほか購入契約(契約額37,899,950円)の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を減額して支払うことにより処理していた。(産業労働局労働部産業人材課 p.26)

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 令和2年度谷ヶ原浄水場脱水ケーキ処理業務委託契約(単価契約、概算総価額35,062,500円)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、同政令第11条第1項により随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。【再掲】
 - b' 谷ヶ原浄水場排水処理施設運転管理業務委託(単価契約、概算総価額213,229,079円、契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、随意契約を行った場合に同政令第12条及び神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。【再掲】
- (b) 財産管理事務において、令和2年度に売却により処分した膜モジュール(帳簿価額362,800円)について、売却時に固定資産台帳から削除するとともに、固定資産売却損1件、202,800円を計上すべきところ、これを行っていなかった。

(企業庁神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 p.31)

- (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 印刷機消耗品の供給契約(単価契約、概算総価額943,360円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利

息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。

- b' 天吊りプロジェクト等購入代ほか2件(支出額計1,232,257円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調査を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていないものがあった。

- (b) 物品管理事務において、購入により取得したプロジェクトほか5点(税込価格計981,620円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納の通知を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立新栄高等学校 p.33)

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 契約

- 令和2年度上半期複写用紙(横浜北)単価契約ほか7件(概算総価額計77,052,613円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。【再掲】(会計局調達課 p.30)
- 天吊りプロジェクト等購入代ほか2件(支出額計1,232,257円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調査を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていないものがあった。【再掲】(教育委員会神奈川県立新栄高等学校 p.33)

(b) 財産

- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯6基が共架されているものがあった。(環境農政局神奈川県農業技術センター北相地区事務所 p.22)
- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料3件、7,434円が徴収不足であった。(環境農政局神奈川県立かながわ農業アカデミー p.23)
- 本柱2本及び共架柱2本について、県有地に所在していないにもかかわらず、行政財産の使用許可を行っていた。これにより、令和2年度の本柱及び共架柱に係る使用料4件、12,036円を誤って徴収していた。(環境農政局神奈川県立かながわ農業アカデミー p.23)
- 購入により取得した分光光度計(税込価格1,421,750円)、リアルタイムPCR装置(税込

価格7,526,750円)、DNA増幅装置(税込価格1,472,900円)、DNA解析装置(税込価格1,413,500円)及びDNA解析装置(税込価格21,419,750円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。【再掲】(健康医療局神奈川県衛生研究所 p.25)

- 購入により取得したプロジェクトほか5点(税込価格計981,620円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納の通知を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立新栄高等学校 p.33)

- 教育財産の目的外使用許可を行った防犯灯用ポール3本及び防犯灯用引込みポール2本について、管理者の変更に伴う使用廃止及び使用許可の手続が行われていなかった。(教育委員会神奈川県立麻生高等学校 p.34)

- 全日制授業料の収入未済11件、605,316円及び定時制授業料の収入未済3件、52,400円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立津久井高等学校 p.34)

- 全日制授業料の収入未済8件、270,879円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立横須賀南高等学校 p.35)

- 全日制授業料の収入未済9件、695,120円について、平成29年度から令和元年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立小田原東高等学校 p.35)

- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料10件、19,530円が徴収不足であった。(教育委員会神奈川県立吉田島高等学校 p.35)

- 全日制授業料の収入未済19件、1,281,370円について、平成29年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立愛川高等学校 p.36)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

- 全日制授業料の収入未済11件、605,316円及び定時制授業料の収入未済3件、52,400円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処

分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立津久井高等学校 p.34)

- 全日制授業料の収入未済8件、270,879円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立横須賀南高等学校 p.35)

- 全日制授業料の収入未済2件、20,000円について、令和元年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。(教育委員会神奈川県立高浜高等学校 p.35)

- 全日制授業料の収入未済9件、695,120円について、平成29年度から令和元年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立小田原東高等学校 p.35)

- 全日制授業料の収入未済19件、1,281,370円について、平成29年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】(教育委員会神奈川県立愛川高等学校 p.36)

(4) 予算目的に著しく反しているもの

- 受講用端末ほか購入契約(契約額37,899,950円)の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を減額して支払うことにより処理していた。【再掲】(産業労働局労働部産業人材課 p.26)

(5) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

- 平成28年度から令和元年度までの間に調定した児童保護措置費自己負担金及び障害児保護措置費自己負担金に係る過誤納還付金について、処理していないものが9件、75,868円、過誤納があった日から3月を超えて処理していたものが14件、59,230円あり、このうち、1年を超えて処理していたものが13件、52,430円あった。(福祉子どもみらい局神奈川県中央児童相談所 p.23)

- 職員から徴収する令和2年2月分給食費の立替収入について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、職員から現金で徴収し、所属の金庫で保管した後、所属の管理課長を納入義務者として調定し、収入していたものが13件、48,482円、所属の金庫に保管したまま調定を行っていなかったものが1件、6,160円あった。(福祉子どもみらい局神奈川県立おおいそ学園 p.24)

○ 県営住宅駐車場の使用料及び保証金に係る還付金のうち、平成30年度から令和元年度までの間に振込不能となった24件、297,664円について、還付処理が1年を超えて遅れていた。(県土整備局神奈川県住宅営繕事務所 p.30)

b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの

該当なし。

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

○ 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあつた。(15か所)

この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十分であったことなどによるものである。

イ 収入

○ 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあつた。(4か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、歳入の早期確保の観点から債権発生後に速やかに調定を行うという認識が欠如していたことなどによるものである。

ウ 支出

○ 公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていないものがあつた。(25か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、会計管理システムによる決裁完了の確認や進捗管理が不十分であったことなどによるものである。

エ 契約

○ 随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたものがあつた。(14か所)

この不適切な取扱いは、見積合せを省略できる要件に対する理解が不十分であったこと、応札者が一者のみであったことから見積書の提出も一者のみで足りると認識していたことなどによるものである。

○ 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかった場合に必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかったものがあつた。(9か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 契約の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率や賠償金等の徴収に係る遅延利息の率などについて、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率としていなかったものがあつた。(8か所)

この不適切な取扱いは、契約締結時に適用される率の確認が不十分であったこと、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことなどによるものである。

○ 契約期間の開始日が令和2年4月1日である契約について、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあつた。(5か所)

この不適切な取扱いは、契約相手方への契約書の送付などの事務処理が遅延していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

○ 契約期間の開始日が令和2年4月1日である契約について、契約日が令和2年4月2日以降であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けなくその効力を遡及させていたものがあつた。(5か所)

この不適切な取扱いは、契約書作成時の確認が不十分であったことなどによるものである。

○ 委託契約における業務対象範囲の変更などをしていながらもかわらず、契約の変更を行っていないものがあつた。(4か所)

この不適切な取扱いは、仕様の変更を口頭で行ったことで変更契約の締結は必要ないと誤認していたことなどによるものである。

○ 契約の締結に当たり、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していたものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、年度を超えて契約を締結する場合の規定等についての理解が不十分であったことなどによるものである。

○ 前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていたものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、契約書作成時の確認が不十分であったことなどによるものである。

オ 課税徴収

○ 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権等の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものについて、課税誤りの返還に当たり、遅延損害金が発生していたものがあつた。(5か所)

この不適切な取扱いは、課税資料収集時の確認が不十分であったことなどによるものである。

カ 工事

○ 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要

の費用を過大に計上して積算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっていたものがあつた。(9か所)

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であつたことなどによるものである。

キ 財産

- 行政財産等の使用許可、教育財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けの手続を行わずに、電柱に通信線が共架されているものなどがあつた。(14か所) このことにより使用料等を徴収していなかつたものがあつた。(9か所)

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であつたことなどによるものである。

- 物品の管理に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていなかつたものがあつた。(9か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 行政財産等の使用許可又は教育財産の目的外使用許可を行わずに電柱等が設置等されていたものに係る不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかつたものがあつた。(7か所)

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であつたことなどによるものである。

- 授業料の収入未済について、時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかつたものがあつた。(7か所)

この不適切な取扱いは、債権についての引継ぎや複数職員による定期的な確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 普通財産の貸付けに当たり、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていたものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、貸付料に関する取扱基準の適用区分についての理解が不十分であつたことなどによるものである。

ク その他

- 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかつたものがあつた。(6か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の9件を、指摘した事由の別に掲げると次のと

おりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア 自動車税種別割の賦課徴収事務における納付済通知書及び納税証明書の送付に関する件 (総務局財政部税務指導課)

自動車税管理事務所において、口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対して、特段の必要性が認められないにもかかわらず、振替済みのお知らせとして、領収証書を兼ねた納付済通知書及び納税証明書(以下「納付済通知書等」という。)を送付していた。

自動車税種別割の賦課徴収は、地方税法その他の法令等の規定に基づき、総務局財政部税務指導課(以下「税務指導課」という。)の指導等の下、自動車税管理事務所及び各県税事務所が行っている。そして、自動車税管理事務所は、毎年5月の定期課税に当たり、納付すべき税額や納付期限などを記載した自動車税種別割納税通知書(以下「納税通知書」という。)を納税者に送付しており、納税者は指定された期日までに自動車税種別割を納付することとされている。

自動車税種別割の納付方法には、納税通知書により金融機関等の窓口で納付する方法、口座振替により納付する方法、ページーを利用して納付する方法、クレジットカードで納付する方法、スマートフォンアプリを利用して納付する方法及び現金書留により納付する方法があり、納税者はこれらの納付方法の中から選択して納付することが可能となっている。

上記の納付方法のうち、納税通知書により金融機関等の窓口で納付した場合及び現金書留により納付した場合には、納税者は、納付の際又は納付後に領収証書及び納税証明書を受け取っている。また、口座振替により納付した場合には、自動車税管理事務所において、振替後に納税者に対して、振替済みのお知らせとして圧着はがきにより納付済通知書等を送付している。そして、令和2年度において、納付済通知書等の発行及び送付に要した経費は、納付済通知書のデータ印字等や圧着はがきの印刷に1,983,276円、振替済みのお知らせ107,231通の郵送料に6,428,165円、計8,411,441円となっていた。

一方、上記以外の方法により納付した場合には、領収証書及び納税証明書の送付は行われていない。

自動車税種別割を口座振替により納付した場合に、納付済通知書等を送付している理由について、税務指導課は、従前、自動車の車検を受ける際には、納税証明書の提示が必要とされており、納税者に対しては、口座振替後に納付済通知書等を送付する旨の案内をしていたことなどによるとしている。

しかしながら、口座振替で納付した場合には、納税者は預貯金通帳への記帳により納付済みの確認をすることができることから、領収証書を兼ねた納付済通知書を送付する特段の必要性は認められない。なお、個人事業税

については、同様な理由により、平成30年4月から口座振替により納付した際の納付済通知書の送付を取りやめているところである。

また、自動車の車検を受ける際の納税証明については、平成27年4月から、国土交通省と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税種別割の納税確認が電子化され、車検を受ける際の納税証明書の提示を省略できることとなっている。ただし、口座振替による納付後すぐに車検を受ける場合などには、従前と同様、県が発行する納税証明書が必要となるが、このような場合、納税者は、県税事務所等の窓口で納税証明書の交付を受けることにより対応することができる。このようなことから、口座振替により納付した場合に納税証明書を送付する特段の必要性は認められない。

さらに、ペイジー又はスマートフォンアプリを利用して納付した場合やクレジットカードで納付した場合には領収証書及び納税証明書の送付は行われていないのに、口座振替により納付した場合のみ、毎年多額の経費を要して納付済通知書等の送付が行われていることに合理的な理由は認められない。

そして、納付済通知書等の送付を取りやめることとすれば、納付済通知書等の発行及び送付に係る経費が削減されるほか、納税事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

したがって、自動車税種別割の賦課徴収に係る経費を削減するとともに、業務効率の向上に資するため、口座振替により自動車税種別割を納付した納税者に対する納付済通知書等の送付を取りやめるよう改善する必要がある。

イ 自動車税管理事務所本所及び4駐在事務所の緑地管理業務委託契約に関する件（総務局神奈川県自動車税管理事務所）

自動車税管理事務所（以下「事務所」という。）において、本所及び4駐在事務所の庁舎における緑地管理業務委託契約について、本所に係る業務と4駐在事務所に係る業務の2つに分割して契約を締結しており、予定価格がいずれも100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。

事務所は、本所（横浜市南区所在）のほか、横浜（同市都筑区所在）、川崎（川崎市川崎区所在）、相模（愛川町所在）、湘南（平塚市所在）各駐在事務所において、自動車税の賦課徴収業務を行っている。そして、各庁舎における緑地管理業務については、本所に係る業務と4駐在事務所に係る業務の2つに分割し、それぞれ外部事業者へ委託しており、いずれも予定価格が100万円以下であることから見積合せにより随意契約を行っている（契約額：本所567,600円、4駐在事務所507,236円）。

このように業務を2つに分割して契約を締結していることについて、事務所は、平成26年4月の県税事務所の再編により、本所が入庁している庁舎の当時の管理者で

あった南県税事務所が廃止され、同事務所が行っていた庁舎管理を本所が引き継いだことにより、それまでの4駐在事務所の庁舎管理に加え、本所の庁舎管理も行うこととなったが、緑地管理業務委託契約については、本所と4駐在事務所では樹木の本数、面積及び契約の様子が異なっていたことから、再編前と同様に業務を2つに分割したまま、それぞれ契約を締結することとしたとしている。

しかしながら、緑地管理業務委託契約について、本所と4駐在事務所での契約の様等に違いはあるにしても、業務の内容は樹木の剪定、除草等の一般的なものであり、地域的にみても4駐在事務所の契約に本所を加えて一括して契約することとしても特段の支障があるとは認められない。そして、本所及び4駐在事務所の緑地管理業務を一括して契約することとすれば、令和2年度の契約における予定価格から判断すると、予定価格が100万円を超えることから、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになる。

したがって、本所及び4駐在事務所の庁舎における緑地管理業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するため、一括して契約することにより競争入札とするよう改善する必要がある。

ウ 自動車税管理事務所本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約に関する件（総務局神奈川県自動車税管理事務所）

自動車税管理事務所（以下「事務所」という。）において、本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

事務所は、時間外、休日等における本所及び4駐在事務所の警備について機械警備により行っており、当該業務を外部事業者へ委託して実施している。

機械警備業務は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等の規定により、長期継続契約を締結することができる業務とされているが、事務所では、相模、湘南両駐在事務所の機械警備業務委託契約については、それぞれ長期継続契約を締結している一方で、本所及び横浜、川崎両駐在事務所の機械警備業務委託契約については、それぞれ単年度契約（契約額：本所336,600円、横浜駐在事務所422,400円、川崎駐在事務所422,400円）を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

そして、本所及び横浜、川崎両駐在事務所の機械警備業務委託契約を単年度契約としていることについて、事務所は、本所については、移転を予定しているものの、その時期が未定であったことから、長期継続契約において通例とされる5年間を契約期間として契約を締結することとした場合、契約期間が終了する前に移転する可能

性があること、横浜駐在事務所については、令和3年度に借用建物に移転予定であること、川崎駐在事務所については、耐震補強工事の計画があり、工事が完了しないと機械警備の範囲が確定せず、長期継続契約が締結できないことなどによるとしている。

しかしながら、上記のうち横浜駐在事務所については、令和3年度に借用建物への移転が決定していることから、機械警備業務委託契約についても単年度契約によらざるを得ないものの、本所及び川崎駐在事務所については、次のとおりとなっていた。

本所については、令和7年度以降に移転することが決定したが、機械警備業務委託に係る長期継続契約の契約期間については、使用する設備等の耐用年数が上限とされていることから、移転するまでの期間内で契約期間を設定し、長期継続契約を締結することも可能である。また、川崎駐在事務所については、令和3年度に耐震補強工事が予定されているが、庁舎の移転を伴うものではなく機械警備の範囲に変更が生じないことが判明したことから、長期継続契約を締結することが可能である。

そして、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められていることから、契約期間が通例とされる5年を下回るものであっても一定の経費削減効果が期待されることである。

したがって、本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

エ 総合防災センターの庁舎機械警備及び巡回警備業務委託契約に関する件（くらし安全防災局神奈川県総合防災センター）

総合防災センター（以下「センター」という。）において、庁舎機械警備及び巡回警備業務委託契約（以下「機械警備等業務委託契約」という。）により、センター及び消防学校の施設について機械警備及び巡回警備を行っているが、上記の契約とは別に警備員による警備業務を委託して行っていることなどから、当該巡回警備を行う特段の必要性は認められないものであった。

センターは、センター及び消防学校の施設を一括して管理しており、施設管理に係る業務のうち時間外、休日等における警備業務については、機械警備等業務委託契約（契約総額4,909,872円、契約期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）及び総合防災センター警備

業務委託契約（契約額5,887,200円。以下「有人警備業務委託契約」という。）により、外部事業者に委託して実施している。

そして、機械警備等業務委託契約については、夜間の警備機器による監視に加えて警備員による巡回警備を委託して行うものであり、警備員は午後10時から翌日午前4時までの間の不定時に、センターの管理する施設のうち、防災管理棟、教育棟及び宿泊棟の外周の巡回を行っている。一方、有人警備業務委託契約については、従来、午後5時15分から翌日午前8時30分までの間（実働4時間）、非常勤職員を常駐させていたことに代えて、令和2年度から委託業務として行うこととしたものであり、警備員は午後5時30分から順次センターの管理する施設（全12施設）の外周（一部建物内部を含む。）を巡回し、消灯の確認、施錠、門の閉門などを行い、その後も必要に応じて数回巡回するなどして翌日午前8時30分まで業務を行っている。

このため、機械警備等業務委託契約と有人警備業務委託契約で警備員が警備を行う時間帯に重複が生じているが、このことについて、センターは、機械警備等業務委託契約における巡回警備は、有人警備業務委託契約において警備員が午後11時以降翌日の巡回時間（午前6時）までの間仮眠できることとしているため、その間の警備体制を補完するものであるとしている。

しかしながら、機械警備等業務委託契約では、警備会社の管制センターが警報受信装置及び防犯カメラを間断なく監視することとされていること、有人警備業務委託契約では、警備業務時間内に機械警備や施設・設備の警報が発報した際には現場確認等を行うこととされていることなどから、機械警備等業務委託契約による巡回警備を行わなくても、有人警備業務委託契約の警備員との連携を図ることなどにより異常事態等への対応は十分可能であると認められ、当該巡回警備を行う特段の必要性は認められないものであった。なお、機械警備等業務委託契約の月間報告書によると、巡回警備中に警備員の対応が必要となったのは、設備の故障、風雨等による警報装置の発報、施錠漏れへの対応などに年に数回程度であった。

また、機械警備等業務委託契約において、巡回警備料に相当する金額は契約額全体の約8割を占めているため、当該巡回警備を行わないこととすることにより、相当な経費削減効果が期待できるところである。

したがって、センター及び消防学校の施設における警備業務について、経費の削減に資するため、有人警備業務委託契約の警備員との連携を図ることなどにより、機械警備等業務委託契約による巡回警備を行わないこととするよう改善する必要がある。

オ 沿岸漁業改善資金に関する件（環境農政局農政部水産課）

沿岸漁業改善資金助成法（以下「助成法」という。）に基づき実施している沿岸漁業改善資金貸付事業（以下

「貸付事業」という。)について、各年度の貸付原資が当該年度の貸付実績を大きく上回る状況が続いており、多額の貸付原資が神奈川県沿岸漁業改善資金会計(以下「沿岸漁業改善資金会計」という。)に沿岸漁業改善資金(以下「改善資金」という。)として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。

貸付事業は、助成法に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的として、都道府県が特別会計を設置し、貸付事業に必要となる資金の3分の2に相当する金額として国(水産庁)が交付した補助金に自己資金等を合わせて改善資金を造成し、沿岸漁業経営の改善等のために必要な近代的な漁業技術の導入等を行う沿岸漁業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものである。また、この特別会計は、資金を借り入れた沿岸漁業従事者等からの償還金を受け入れ、これを貸付原資に充当することを繰り返すことにより運営されている。

本県は、特別会計として沿岸漁業改善資金会計を設置し、貸付事業を運営しており、昭和54年度から平成11年度までの間、国庫補助と自己資金を合わせて改善資金の造成を行っている。そして、平成12年度以降は、償還金のみで貸付資金を賄っているなど、長期にわたり、各年度の貸付原資が当該年度の貸付実績を大きく上回る状況が続いていた。

一方、本県では、厳しい財政状況が続いていたことから、改善資金を貸付需要に対応した適切な規模とすることにより、財政資金の有効活用と貸付事業のより効率的・効果的な運営を図るため、平成22年11月及び平成23年11月に、当面貸付需要が見込まれない貸付原資計15,000,000円のうち、国の補助金額に相当する計10,000,000円を国へ自主納付するとともに、県の負担額に相当する計5,000,000円について一般会計に繰出しを行っている(以下、この国への自主納付と一般会計への繰出しを合わせて「自主納付等」という。)

今回、貸付事業について、その後の状況を改めて確認したところ、平成28年度から令和2年度までの5年間における貸付原資、貸付額等の状況は表のとおりとなっており、各年度の貸付原資が当該年度の貸付実績を大きく上回る状況が続いており、多額の貸付原資が沿岸漁業改善資金会計に改善資金として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。

(表) 貸付事業に係る貸付原資、貸付額等の状況

単位：千円

年度	貸付原資 (A)			貸付額 (B)	(A)-(B)
	前年度繰越金	償還額	計		
平成28年度	136,558	27,753	164,311	22,224	142,087
平成29年度	142,087	27,269	169,356	45,964	123,392
平成30年度	123,392	27,376	150,768	6,476	144,292
令和元年度	144,292	22,270	166,562	21,752	144,810

令和2年度	144,810	21,169	165,979	9,856	156,123
-------	---------	--------	---------	-------	---------

(注) 平成28年度の償還額には、業務勘定からの繰入金500千円が含まれている。

上記の事態について、環境農政局農政部水産課(以下「水産課」という。)は、県として沿岸漁業への新規参入者を増加させるための施策を強化しており、毎年の需要調査においても改善資金への資金需要が継続しているなどとして、前記の自主納付等の後は、令和2年度に至るまで自主納付等は行っていないが、上記のとおり、過去5年間の貸付事業の実績をみても、各年度の貸付原資が当該年度の貸付実績を大きく上回る状況が続いていることに加え、水産庁では、各年度の貸付事業に係る実績報告書において、改善資金の資金規模の適正化を図るため、県に改善資金に係る余剰金の額の算定を行わせており、令和2年度の実績報告書においては、余剰金の額が5,252,000円と算定されていることからみても、改善資金の資金規模が適切であったとは認められない。

したがって、沿岸漁業改善資金会計に改善資金として保有している貸付原資について、貸付需要に対応した適切な資金規模とするため、今後の改善資金に係る所要額を更に精査した上で、当面貸付需要が見込まれない貸付原資の自主納付等を行うとともに、今後も適時適切に同様な取組を行うことなどにより、改善資金の有効活用を図られるよう改善する必要がある。

カ 農業技術センターの照明LED化工事の随意契約に関する件(環境農政局神奈川県農業技術センター)

農業技術センター(以下「センター」という。)において、庁舎内の照明をLED化する工事(以下「照明LED化工事」という。)について、計画的に工事を取りまとめて一括して発注することが可能であったのに、4回にわたり工事の実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が100万円以下であることから、見積合せにより随意契約を行っていた。

センターでは、生産環境部事務室などの照明LED化工事について、令和2年5月、同年7月、同年10月及び令和3年1月の4回にわたり工事の実施の都度発注を行い、予定価格がそれぞれ999,900円、999,350円、999,350円及び999,790円といずれも100万円以下であることから、2者による見積合せを実施し、同一の業者と随意契約を行っており、その契約額は計3,994,628円であった。

このように4回にわたり工事の実施の都度照明LED化工事の発注を行っていることについて、センターは、照明LED化工事については、当初から一定の範囲を定めて工事を実施しようとしたものではなく、需用費で修繕料としての対応が可能な予定価格100万円以下の範囲内で、予算の執行状況を確認しながら順次工事を実施していくこととしたこととしている。

しかしながら、照明LED化工事は、予定価格100万円以下の範囲内で工事の実施の都度発注しなければならないものではなく、工事請負費として必要な予算を確保し

た上で、計画的に工事を取りまとめて一括して発注することが可能であったものである。そして、一括して発注することとすれば、令和2年度の契約における予定価格から判断すると、一般競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。

したがって、センターでは、今後も照明LED化工事を実施していくこととしていることから、照明LED化工事の実施に当たっては、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、業務効率の向上に資するため、工事請負費として必要な予算を確保した上で、計画的に工事をとりまとめて一括して発注するよう改善する必要がある。

キ 鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件【既報告】(企業庁神奈川県企業庁鎌倉水道営業所)

鎌倉水道営業所逗子分館(以下「分館」という。)の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、いずれも、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が100万円を超えないことから、随意契約を行っていた。

分館は、鎌倉水道営業所(以下「営業所」という。)が管理する行政資産であり、営業所が保有する貯蔵品、保存文書等の保管場所や寒川浄水場の分室として使用するほか、その一部について、平成21年度から逗葉管工事業協同組合(以下「貸付先」という。)に有償で貸し付けており、職員調査時においては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間を貸付期間としていた。

営業所は、分館の清掃業務及び時間外、休日等における機械警備業務を外部事業者に委託して実施しているが、両業務については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているにもかかわらず、いずれも単年度契約を締結しており、清掃業務委託契約については、予定価格が100万円を超えないことを理由として見積合せによる随意契約(契約額781,550円)を、機械警備業務委託契約については、予定価格が50万円を超えないことを理由として一者随意契約(契約額485,760円)をそれぞれ行っていた。

上記のように単年度契約を締結していることについて、営業所は、老朽化により分館の維持が困難になりつつあるため、企業庁として分館の早期処分に向けて取り組んでおり、貸付先との賃貸借契約については、処分の前提となる貸付先の移転などの見通しが立っていない中で、貸付けが長期化しないよう契約期間を2年としているところであるが、清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約に係る長期継続契約において、それぞれ通例とされる3年間及び5年間の契約期間により両契約を締結することとした場合、賃貸借契約の契約期間を超えることと

なり、貸付先から分館を長期的に保有する意向があると受け取られかねず、貸付先の移転などに支障をきたすおそれがあることによるものであるとしている。

しかしながら、長期継続契約の契約期間は、清掃業務委託については3年が、機械警備業務委託については使用する設備等の耐用年数がそれぞれ上限とされていることから、貸付先との賃貸借契約の期間を超えない範囲で契約期間を設定し、長期継続契約を締結することなども可能である。そして、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることになるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。特に、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められていることから、契約期間が通例とされる5年を下回るものであっても一定の経費削減効果が期待されるところである。

したがって、分館の清掃業務委託契約及び機械警備業務委託契約について、契約の競争性及び透明性の確保並びに業務効率等の向上に資するため、貸付期間終了後の貸付先との賃貸借契約の状況等も踏まえ適切な契約期間を設定した上で、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 精神保健福祉センターの精神科救急患者等の移送契約に関する件【既報告】(健康医療局神奈川県精神保健福祉センター)

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)では、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

県では、精神科救急医療体制について、24時間365日の受入体制を全県1圏域として整備しており、県及び横浜、川崎、相模原各市(以下「3政令市」といい、県と合わせて「実施主体」という。)が協調して患者移送事業等の精神科救急医療に係る事業を実施することとしている。

センターは、患者移送事業の実施に当たり、精神科救急患者等を医療機関に移送する業務(以下「精神科救急患者等移送業務」という。)について、3政令市と協議して選定した事業者に委託しており、センター及び3政令市は、当該事業者との間で患者移送委託契約(単価契約、概算総価額(センター分)23,036,000円)を5者間の契約として締結していた。そして、センターは、患者移送委託契約について、実施主体が協調して精神科救急患者等移送業務を実施するもので、センター及び3政令市が

全て同一の事業者と契約を締結する必要があることなどから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、予定価格が100万円を超えるにもかかわらず、競争入札に付することなく一者随意契約を行っていた。

しかしながら、精神科救急患者等移送業務の実施に当たり、センター又は3政令市のいずれかが競争入札により事業者を選定し、他者も合わせて当該事業者と患者移送委託契約を締結することとすれば、現状と同様、実施主体が協調して業務を行うことが可能であり、業務上の支障はないと認められることから、センターにおいて、競争入札による事業者の選定等に向けて必要な協議を行わないまま、患者移送委託契約について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、一者随意契約を行っていたことは適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、3政令市と協議を行い、患者移送委託契約について、競争入札により事業者を選定することとするなど、契約の公正性、透明性等を確保するよう改善する必要がある。

イ 県立学校等に設置する自動販売機の設置場所の賃貸借契約に関する件（教育委員会行政部教育施設課）

県立学校その他の教育機関（以下「県立教育機関」という。）86施設において、県立教育機関に設置する自動販売機の設置場所の貸付けに係る入札が中止になったことにより、新規の設置業者による設置が当初予定していた令和2年4月にはできなくなったことに伴い、現在の設置業者との間で自動販売機設置場所の貸付けに係る契約（以下「賃貸借契約」という。）の賃貸借期間を延長するための変更契約を締結した結果、教育財産の管理等に関する規程（以下「規程」という。）に定める貸付期間の上限を超えることになっていた。

教育局行政部教育施設課（以下「教育施設課」という。）は、教育財産の管理等を所管しており、県立教育機関に設置する自動販売機の設置場所の貸付けについては、教育施設課が入札事務を一括して行い、入札により決定した業者と財産管理者である各県立教育機関の長が賃貸借契約を締結している。

今般、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、自動販売機計378台を県立教育機関148施設に設

置するための自動販売機設置場所の貸付けに係る6件の入札について、入札物件一覧表の参考情報の記載内容に誤りがあったことが判明したため、教育施設課は全ての入札を中止するとともに、県立教育機関宛てに事務連絡を发出し、新規の設置業者による自動販売機の設置が当初予定していた令和2年4月にはできなくなったことに伴い、学校現場における生徒及び教職員の福利厚生が低下することを避けるための措置として、現在の設置業者のうち契約延長が可能な業者との間で、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの賃貸借契約の賃貸借期間を同年6月30日まで延長するよう指示した。

上記の指示に基づき、県立教育機関86施設は、現在の設置業者との間での賃貸借契約の賃貸借期間を令和2年6月30日まで延長するための変更契約（変更契約による契約金額の増額分計30,734,431円）を締結したが、この結果、現在の設置業者に対する賃貸借期間は規程第16条の2に定める貸付期間の上限である3年間を超えることになっていた。そして、規程においては、貸付期間の上限を定めているのみで、例外的な取扱いを認めていないことから、上記の事態は、教育財産の管理に当たり、規程に反した事務を行ったもので適切ではない。

しかしながら、今回の教育施設課の指示は、学校現場における生徒及び教職員の福利厚生の低下を避けるためのもので、その趣旨や賃貸借契約の延長幅等からみても一定の合理性が認められるものであることから、今後、同様な事態が発生することに備えて、貸付期間の上限について、財産管理事務の実態を踏まえて、適切な見直しを行う必要があると認められる。

したがって、教育局において、規程を改正し、教育財産の貸付期間について、一定の要件を満たす場合には例外的な取扱いを認めることとするなど、県立教育機関の財産管理事務が適切に行われるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は147か所であり、また、認められなかった箇所は404か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局（6か所、13件）

(7) 本庁機関（3か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
知事室	令和3年8月30日（令和3年7月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、土地賃貸借契約2件（契約額計10,793,087円）の締結に当たり、貸付料納付に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%と記載していた。 [特記前出]
政策部総合政策課	令和3年8月30日（令和3年7月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、知的財産権研修の受講料1件、8,300円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則によ

		り必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
自治振興部地域政策課	令和3年8月30日(令和3年7月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、普通財産の貸付契約の手続を行わないまま郵便ポストが設置されているものがあつた。これにより、令和2年度の郵便ポスト設置に係る貸付料1件、420円が徴収不足であつた。

(4) 出先機関 (3か所、10件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和3年4月27日(令和3年3月4日、同月5日、同月8日及び同月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電話柱1本及び支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額58,057円のうち11,726円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県県央地域県政総合センター	令和3年4月28日及び同年9月10日(令和3年3月11日、同月12日、同月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和2年11月分飯山白山森林公園の電気料金904円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前入金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、携帯電話使用料1件、2,290円を支払期限より後に支払っていた。 2 契約事務において、令和2年度県央地域県政総合センター災害対策広報業務委託契約(契約額990,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 3 財産管理事務において、相模川左岸用水路敷地に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を減額しているものがあつた。これにより、令和2年度の使用料1件、40,481円が徴収不足であつた。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき令和元年度に多量排出事業者から提出された産業廃棄物処理計画書及び計画実施状況報告書(以下「報告書等」という。)について、受理手続を失念していたものが1件あつた。その結果、令和2年3月に環境農政局資源循環推進課が行つた令和元年度分の報告書等の公表には当該1件が含まれておらず、その後、事業者からの指摘により未処理であることが判明し、令和2年7月に改めて事務処理を行つたものの、当該1件の公表が3月を超えて遅れることとなつた。
神奈川県県西地域県政総合センター	令和3年4月22日(令和3年2月24日から同月26日まで及び同年3月1日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、人材育成担当者実践研修に係るテキスト代1件、3,300円について、予期できた経費であつたため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあつた。 (1) 令和元年度伽藍沢調査設計委託業務(公共)の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(16,071,000円)が187,000円過小であつた。その結果、変更後の契約額(12,848,000円)が154,000円過小であつた。[特記前出] (2) 令和元年度柏木治山工事(公共)の設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算していたため、変更後の設計額(108,515,000円)が88,000円過小であつた。 (3) 平成30年度広域農道整備事業米神フジガスタ第2工区工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算するなどしていたため、変更後の設計額(114,728,400円)が194,400円過小であつた。その結果、変更後の契約額(104,392,800円)が183,600円過小であつた。[特記前出] 3 財産管理事務において、電話柱5本及び支線1条に係る使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年9月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額363,037円のうち226,088円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

イ 総務局 (13か所、25件)

(7) 本庁機関 (5か所、9件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和3年8月31日 (令和3年7月12日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 南玄関前緑地帯高木剪定業務委託契約 (契約額550,000円) について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (2) 神奈川県総務事務等業務委託 (長期継続契約、契約総額1,912,808,700円、契約期間: 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで) に係る令和2年3月分の支払額45,980,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。[特記前出] 2 契約事務において、空調自動制御装置保守点検委託契約 (契約額12,485,000円) について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月1日に締結していた。[特記前出] 3 歳計外現金事務において、県有建築物等定期点検業務委託料2件、10,569,900円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税1,954,173円を源泉徴収していなかった。
組織人材部人事課	令和3年8月31日 (令和3年7月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、神奈川県総務事務等業務委託 (長期継続契約、契約総額1,912,808,700円、契約期間: 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで) に係る令和2年3月分の支払額45,980,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。[特記前出]
財政部税務指導課	令和3年8月31日 (令和3年7月21日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税申告書記載の手引及び申告用紙印刷代1,491,710円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。[特記前出] (要改善事項) 「自動車税種別割の賦課徴収事務における納付済通知書及び納税証明書を送付に関する件」(前記3(1)ア参照)
財産経営部財産経営課	令和3年8月31日 (令和3年7月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、緊急時等の対応として執行何票兼支出命令票により予算を執行した、茅ヶ崎ゴルフ場維持管理工事 (契約額66,000円) について、起案用紙等を用いて ^{あらかじめ} 予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。
財産経営部施設整備課	令和3年8月31日 (令和3年7月19日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、令和元年度の議員控室改修工事の施工に当たり、改修工事において新たに設置する一部の鋼製建具について、設計図の誤りにより誤った建具が設置されていることを認識していたものの、翌年度に建具の交換工事を行うこととし、本来の工事の目的が達成されていないにもかかわらず、工事が完成したとして工事代金 (25,925,900円) を支払っていた。そして、改めて令和2年度に建具の交換工事を行った結果、適正な設計に基づき工事を施工した場合に比べて322,190円の追加費用が発生していた。[特記前出]

(i) 出先機関 (8か所、16件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横浜県税事務所	令和3年9月8日 (令和3年5月21日職員調査)	(不適切事項) 1 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、147,000円 (本税) あった。 その結果、上記の課税誤り3件、147,000円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が71,953円発生していた。[特記前出] 2 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器1台 (賃借料年額49,500円) について、出納の通知など神奈川県財務規則で定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県神奈川県税事務所 [既報告]	令和3年3月17日 (令和3年1月19日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権及び賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが3件、93,100円 (本税) あった。

		その結果、上記の課税誤り 3 件、93,100円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が32,304円発生していた。
神奈川県緑県税事務所 [既報告]	令和 3 年 2 月 19 日 (令和 2 年 12 月 18 日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の賃借権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 1 件、86,600円 (本税) あった。 その結果、上記の課税誤り 1 件、86,600円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が34,675円発生していた。
神奈川県戸塚県税事務所	令和 3 年 5 月 28 日 (令和 3 年 3 月 22 日 職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 4 件、226,200円 (本税) あった。 その結果、上記の課税誤り 4 件、226,200円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が116,008円発生していた。[特記前出]
神奈川県川崎県税事務所 [既報告]	令和 3 年 3 月 4 日 (令和 3 年 1 月 21 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自動体外式除細動器の賃貸借契約 (契約額47,520円、契約期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで) の締結に当たり、契約日が令和 2 年 4 月 13 日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県高津県税事務所	令和 3 年 7 月 7 日 (令和 3 年 4 月 20 日 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、事務室等清掃業務契約 (契約額 1,224,960円) に係る令和 3 年 1 月分の支払額78,430円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 差押車両に係るレッカー代 (支出額20,000円) について、緊急時等の対応として執行伺票兼支出命令票により執行するに当たり、起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 (2) 差押車両に係るレッカー代 (支出額20,000円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調査を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 3 税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが 4 件、131,900円 (本税) あった。 その結果、上記の課税誤り 4 件、131,900円 (本税) の返還に当たり、遅延損害金が81,225円発生していた。[特記前出] 4 物品管理事務において、新たに借用した自動体外式除細動器 1 台の賃貸借契約 (契約額163,680円) について、神奈川県財務規則で定める借用物品台帳への記録を行っていなかった。
神奈川県藤沢県税事務所	令和 3 年 5 月 17 日 (令和 3 年 2 月 16 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県藤沢合同庁舎総合清掃業務請負契約 (契約額7,615,520円) について、契約期間の開始日が令和 2 年 4 月 1 日であるため、会計局長通知に基づき同月 30 日までに契約すべきところ、同年 5 月 7 日に締結していた。
神奈川県自動車税管理事務所	令和 3 年 2 月 8 日 及び 同年 8 月 20 日 (令和 2 年 12 月 22 日 職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 庁舎清掃業務委託契約 (本所、横浜駐在事務所、川崎駐在事務所) ほかに 3 件 (契約額計11,757,020円) について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[特記前出] (2) 軽自動車税環境性能制申告書受付等業務委託契約 (契約額26,537,716円) について、専門的知識等を有する者が特定の一人に限られるとして、当該特定の者を契約予定者とした事前公募方式により受注者を決定するに当たり、公募の参加資格である業務実施要件として、当該特定の者の事業所所在地を執務場所として確保することを求めており、当該特定の者以外の業務実施可能者の有無を確認するための要件として不適切であった。[特記前出] (要改善事項) 1 「自動車税管理事務所本所及び 4 駐在事務所の緑地管理業務委託契約に関する件」 (前記 3 (1)イ参照) 2 「自動車税管理事務所本所及び川崎駐在事務所の機械警備業務委託契約に関する件」 (前記 3 (1)ウ参照)

ウ くらし安全防災局 (5 か所、7 件)

(7) 本庁機関 (4 か所、6 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和3年8月2日(令和3年6月8日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料計792,000円の執行に当たり、翻訳料(660,000円)については「(節)役務費」、掲載許諾料(132,000円)については「(節)使用料及び賃借料」とすべきところ、全額を「(節)委託料」で執行していた。 2 契約事務において、防災行政通信網設備移設工事契約(契約額5,500,000円、契約期間:令和2年9月24日から令和3年3月31日まで)の令和3年度への明許繰越しに当たり、契約期間の延長に係る変更契約を年度内に締結していなかった。
防災部危機管理防災課	令和3年8月2日(令和3年6月29日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、前金払をしたGISオンライン講座の受講料1件、5,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調査を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 2 物品管理事務において、購入により取得したワイヤレスアンテナ備品3点(価格計234,300円)について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
防災部消防保安課	令和3年8月2日(令和3年6月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、消防設備士講習業務委託(単価契約、6,160円/申請者)に基づく業務である講習案内の送付について、受講対象者の誤った住所データを受注者に提供したことにより誤送付が2,268件発生したため、当初予定していなかった再送付に係る郵送料193,072円を別途支払っていた。[特記前出]
くらし安全部くらし安全交通課	令和3年8月2日(令和3年6月14日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、「自転車条例&ルールBOOK」外国語版の翻訳料及び県ホームページ掲載許諾料計792,000円の執行に当たり、翻訳料(660,000円)については「(節)役務費」、掲載許諾料(132,000円)については「(節)使用料及び賃借料」とすべきところ、全額を「(節)委託料」で執行していた。

(4) 出先機関(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	令和3年8月26日(令和3年2月19日職員調査)	(要改善事項) 「総合防災センターの庁舎機械警備及び巡回警備業務委託契約に関する件」(前記3(1)エ参照)

エ 国際文化観光局(2か所、2件)

(7) 本庁機関(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
文化課	令和3年8月18日(令和3年7月1日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、レストラン事業者に対する行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定方法を誤ったことにより、平成28年度から令和元年度まで使用料617,754円を過大に徴収していた。その結果、当該過大徴収分の返還に当たり、還付加算金が31,600円発生していた。

(4) 出先機関(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県パスポートセンター	令和3年8月31日(令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約額55,044,000円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出]

オ スポーツ局(2か所、10件)

(7) 本庁機関(1か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
スポーツ課	令和3年8月18日 (令和3年6月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、土地建物賃貸借契約 (契約総額8,169,062円、契約期間：令和2年7月21日から令和4年3月31日まで) の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和2年9月14日から遡及して、同年7月21日から契約の効力が生じることとしていた。 2 財産管理事務において、大和市に対する普通財産 (大和市営大和スポーツセンター敷地、45,686.48㎡) の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料金が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた。

(6) 出先機関 (1か所、8件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立スポーツセンター	令和3年7月27日及び同年9月2日 (令和3年3月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、土地建物賃貸借契約に係る収入1件、3,049,345円について、(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入とすべきところ、(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務使用料で収入していた。[特記前出] 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和2年6月分の電気料金 (2件、2,921,323円) について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、3,244円を支払っていた。[特記前出] (2) 令和2年度神奈川県精神障害者スポーツ大会開催事業委託契約ほか1件 (契約額計5,969,000円) に係る第2回目の支払額2件、2,984,500円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2件、1,274円を支払っていた。[特記前出] 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和2年度神奈川県精神障害者スポーツ大会開催事業委託契約ほか1件 (契約額計5,969,000円) について、業務完了前に概算払をする契約であるにもかかわらず、誤って業務完了後に支払う旨の条項を設けていた。 (2) スポーツターフ維持管理事業委託契約 (契約額11,187,000円) について、芝刈り回数の減工等をしていただけにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。[特記前出] 4 財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額82,236円のうち20,022円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 5 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 借用物品2点 (契約額総計2,106,720円) の受入れに当たり、神奈川県財務規則に基づく出納の通知を行っていなかった。[特記前出] (2) 物品管理事務において、令和2年12月2日に購入したレターパックライト70枚、25,900円について、印紙類出納簿へ受入れを記載していなかった。

カ 環境農政局 (11か所、19件)

(7) 本庁機関 (2か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
農政部農政課	令和3年8月17日 (令和3年6月24日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないままインフォメーションセンター (売店) (28.590㎡) 及び花売店 (19.960㎡) が設置されているものがあった。これにより、令和2年度の使用料2件、356,719円が徴収不足であった。[特記前出] 2 指定管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理に当たり、管理施設本館の建築面積 (694.43㎡) 及び延床面積 (1,126.77㎡) について、神奈川県立大船フラワーセンタ

		一の管理に関する基本協定書別表にそれぞれ744.36㎡、1,156.77㎡と誤って記載していた。 (2) 神奈川県立大船フラワーセンターの指定管理に当たり、県が無償貸与している管理物品のうち消耗品794点について、神奈川県立大船フラワーセンターの管理に関する年度協定書に記載していなかった。
農政部水産課	令和3年8月17日(令和3年6月29日職員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、令和2年度神奈川県漁業就業セミナーに係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者(2名)から徴取する際、当該依頼書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。 (要改善事項) 「沿岸漁業改善資金に関する件」(前記3(1)才参照)

(4) 出先機関(9か所、14件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター [既報告]	令和3年3月22日(令和3年1月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、電子顕微鏡保守管理委託契約(契約額1,534,676円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県自然環境保全センター	令和3年7月29日(令和3年4月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、カシナガルアー購入代1件、211,200円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、800円を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、7,812円が徴収不足であつた。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所 [既報告]	令和3年4月26日(令和3年1月29日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、電柱への通信線の共架に係る行政財産の使用許可1件について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額46,919円のうち26,493円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県農業技術センター	令和3年9月7日(令和3年4月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。 1 庁舎清掃業務委託契約(当初の入札における契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、予定価格が3,000万円以上であつたことなどから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、誤って条件付き一般競争入札を実施し、これを取り消した後、当初3年間としていた契約期間を、令和2年4月から6月までの3か月間と同年7月以降に分割し、さらに後者については、同月1日から令和4年3月31日までに期間を短縮した契約(契約総額18,040,000円)とすることとし、予定価格を同政令の規定が適用されない3,000万円未満とすることにより、条件付き一般競争入札を実施して受託者を決定していた。[特記前出] 2 庁舎清掃業務委託契約(契約額3,029,400円)について、当初の入札における手続の誤りによりこれを取り消した後、緊急性があるとして実施した随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約により契約を締結していた。 (要改善事項) 「農業技術センターの照明LED化工事の随意契約に関する件」(前記3(1)才参照)
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	令和3年9月7日(令和3年4月14日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和2年5月分の電気料22,157円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯6基が共架されているものがあつた。[特記前出]
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和3年6月3日(令和3年4月15日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、1,953円が徴収不足であつた。

神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和3年4月13日及び同年9月7日(令和2年12月22日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の不行なまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料3件、7,434円が徴収不足であった。[特記前出] 2 本柱2本及び共架柱2本について、県有地に所在していないにもかかわらず、行政財産の使用許可を行っていた。これにより、令和2年度の本柱及び共架柱に係る使用料4件、12,036円を誤って徴収していた。[特記前出]
神奈川県水産技術センター[既報告]	令和3年4月26日(令和3年2月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、冷蔵庫の収集運搬・リサイクル料6,380円の執行に当たり、収集運搬料(1,650円)については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。
神奈川県東部漁港事務所	令和3年2月8日(令和2年12月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、三崎漁港巡視及び給水・給電施設利用料徴収に関する業務委託契約(契約額4,001,800円)に基づき、受任者が徴収した利用料金1件、27,500円について、業務委託仕様書に定める納付期限後に指定金融機関に納付されていたため、延滞利息を徴収する場合に該当するにもかかわらず、延滞利息86円を徴収していなかった。

キ 福祉子どもみらい局(13か所、27件)

(7) 本庁機関(4か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
子どもみらい部次世代育成課	令和3年8月24日(令和3年7月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年度保育実技講習会業務委託に係るプロポーザル審査会の委員謝礼(2名分30,000円)の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
子どもみらい部青少年課	令和3年8月24日(令和3年7月6日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、元青少年課神之木台分館歩道補修工事(契約額307,835円)について、施工箇所の変更による契約額の減額に当たり、改めて見積書を徴すべきところ、これをしないまま減額された請求書により支払を行っていた。 2 財産管理事務において、横須賀市に対する普通財産(青少年会館敷地、2,355.087㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の使用料が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた。
福祉部高齢福祉課	令和3年8月24日(令和3年7月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、交付決定通知書印刷代1件、12,408円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。
福祉部障害サービス課	令和3年8月24日(令和3年7月8日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、横須賀市に対する普通財産(シャローム浦上台敷地、3,249.58㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料が実費相当額を超えているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準の規定により、特に認められた場合を除き、無償で貸し付けることができないにもかかわらず、そのための適正な手続を経ないまま長年にわたり無償で貸し付けていた。

(8) 出先機関(9か所、22件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相談所	令和3年5月10日(令和3年2月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平成28年度から令和元年度までの間に調定した児童保護措置費自己負担金及び障害児保護措置費自己負担金に係る過誤納還付金について、処理していないものが9件、75,868円、過誤納があった日から3月を超えて処理していたものが14件、59,230円あり、このうち、1年を超えて処理していたものが13件、52,430円あった。[特記前出] 2 エアコンの修理代ほか1件、24,970円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県平塚児童相談所	令和3年8月16日(令和3年3月5日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、衣類乾燥機等の収集運搬・リサ

		<p>イクル料3件、17,930円の執行に当たり、リサイクル料(9,790円)については「(節)委託料」とすべきところ、収集運搬料と併せて全額を「(節) 役務費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、ゴミ袋ほかの購入代1件、41,719円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>
神奈川県小田原児童相談所	令和3年6月14日(令和3年3月4日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、玩具等の購入(2件、42,268円)に当たり、神奈川県財務規則に反し、見積書を徴していなかった。</p>
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和3年7月15日(令和3年4月8日及び同月9日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、給食調理業務委託に係る令和2年4月分給食食材調達業務の支払額3,148,127円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、800円を支払っていた。[特記前出]</p> <p>2 物品管理事務において、賃貸借により調達した介護給付費請求システムソフトウェア(契約総額73,920円)について、DVDで納品されたため物品として管理すべきであったにもかかわらず、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。</p>
神奈川県立おおいそ学園	令和3年9月9日(令和3年4月14日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 職員から徴収する令和2年2月分給食費の立替収入について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、職員から現金で徴収し、所属の金庫で保管した後、所属の管理課長を納入義務者として調定し、収入していたものが13件、48,482円、所属の金庫に保管したまま調定を行っていなかったものが1件、6,160円あった。[特記前出]</p> <p>(2) 職員から徴収する令和2年3月分から同年5月分までの給食費の立替収入86件、392,448円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 支出事務において、令和2年11月分水道料金の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったことから、誤った請求額に基づき、1件、62,637円を過大に支払っていた。[特記前出]</p> <p>3 契約事務において、令和2年度における賄材料の納入契約5件(単価契約、支出額計10,188,822円)のうち1件について、契約書の所在が不明であった。また、残りの4件について、契約締結日の記載がなく、このうち1件は発注者及び受注者の押印がなかった。[特記前出]</p>
神奈川県立青少年センター	令和3年8月24日(令和3年5月26日及び同月27日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、プロミティあつぎ内青少年センター科学部業務委託契約(契約額836,000円)について、令和2年6月分の履行確認が3月を超えて遅れていた。また、同月分から令和2年8月分までの履行確認に当たり、履行確認日を遡っていた。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 空調設備保守業務委託契約ほか1件(契約額計9,460,687円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約66円/kg、契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月15日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> <p>(3) 清掃業務委託契約(契約額11,616,000円)について、令和2年9月1日からの業務内容変更に伴う変更契約に当たり、令和2年12月に契約を締結し、契約日を同年9月1日に遡っていた。[特記前出]</p>
神奈川県立総合療育相談センター	令和3年5月10日(令和3年2月24日及び同月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、エアコン更新代101,106円の執行に当たり、既存エアコン取外し料金6,600円については「(節) 需用費」とすべきところ、エアコン購入と併せて「(節) 備品購入費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、医療関連業務委託契約ほか1件(契約額計20,842,800円)について、入札不成立による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出]</p>

<p>神奈川県立さがみ緑風園</p>	<p>令和3年7月12日(令和3年1月18日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び乾燥機の収集運搬・リサイクル料68,090円の執行に当たり、収集運搬料30,800円については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。 2 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める現金出納簿への記載を行っていないものが18件、45,900円あった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 庁用自動車運行管理業務委託契約ほか2件(契約額計27,878,400円、契約期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月3日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。[特記前出] (2) 冷却塔2号機改修工事(契約額5,889,400円)の入札不調による随意契約に係る見積合せについて、最低制限価格を設けることができないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、本来、最低の見積額(5,060,000円)を提示した業者と契約すべきところ、当該見積額が最低制限価格を下回ったため失格としており、当該業者より見積額の高い業者と契約していた。</p>
<p>神奈川県立中井やまゆり園</p>	<p>令和3年7月29日(令和3年4月26日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、空調設備等運転及び保守管理業務委託契約(契約額8,646,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>

ク 健康医療局(11か所、18件)

(7) 本庁機関(2か所、3件)

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>不適切事項又は要改善事項</p>
<p>県立病院課</p>	<p>令和3年8月20日(令和3年7月5日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま郵便ポストが設置されているものがあった。これにより、令和2年度の郵便ポスト設置に係る使用料1件、420円が徴収不足であった。</p>
<p>保健医療部医療課</p>	<p>令和3年8月20日(令和3年7月8日及び同月9日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、神奈川県ナースセンター事業委託契約(契約額52,881,000円)について、契約書で定められた参加者徴収金(157,500円)の収支計画書及び収支報告書を提出させていなかった。 2 物品管理事務において、公益社団法人神奈川県医師会に貸し付けていた両袖机ほか13点(価格計1,611,566円)について、物品処分手続が3月を超えて遅れていた。[特記前出]</p>

(8) 出先機関(9か所、15件)

<p>監査実施箇所名</p>	<p>監査実施日</p>	<p>不適切事項又は要改善事項</p>
<p>神奈川県衛生研究所</p>	<p>令和3年5月10日(令和3年3月9日及び同月10日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、薬事07_液体クロマトグラフ質量分析計保守管理業務委託契約(契約額2,966,700円)の締結に当たり、支払期限までに代金を支払わない場合の遅延利息について規定した条文において、その額の計算に当たり準用することとされている契約書の条項を誤って記載していた。 2 物品管理事務において、購入により取得した分光光度計(税込価格1,421,750円)、リアルタイムPCR装置(税込価格7,526,750円)、DNA増幅装置(税込価格1,472,900円)、DNA解析装置(税込価格1,413,500円)及びDNA解析装置(税込価格21,419,750円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。[特記前出]</p>
<p>神奈川県平塚保健福祉事務所</p>	<p>令和3年7月29日(令和3年5月11日及び同月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 自動車の賃貸借契約(契約額134,640円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。 (2) 庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額5,593,368円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者</p>

		<p>随意契約を行っていた。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	令和3年7月14日(令和3年 5月24日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業検討会議におけるアドバイザーへの謝礼金(1名分13,000円)について、履行確認が会議終了後3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 歳計外現金事務において、地域食生活対策推進協議会委員謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、17,140円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>
神奈川県平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所	令和3年7月5日(令和3年 5月24日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、令和2年8月分電話料金2,642円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p>
神奈川県立よこはま看護専門学校 [既報告]	令和3年2月2日(令和2年 12月8日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額863,280円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。</p>
神奈川県立平塚看護大学校	令和3年3月18日及び同年9 月14日(令和3年2月9日職 員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和2年度学生等定期健康診断業務委託契約(単価契約、支出額3,444,931円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。</p> <p>2 財産管理事務において、平塚市立公民館が主催した事業の用に供するため、平塚市に庁舎会議室を使用させていたにもかかわらず、行政財産の使用許可の手続を行っていなかった。</p> <p>3 平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により専修学校に実施が義務付けられた学校運営の状況に係る自己評価について、平成19年度に実施した後、平成20年度から平成30年度までの間、長期にわたって実施していなかった。</p>
神奈川県精神保健福祉センター [既報告]	令和3年2月15日及び同年4 月28日(令和2年12月23日及 び同月24日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>「精神保健福祉センターの精神科救急患者等の移送契約に関する件」(前記3(2)ア参照)</p>
神奈川県食肉衛生検査所 [既報告]	令和3年1月28日(令和2年 12月7日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、管理棟及び精密検査棟空調機器保守業務委託契約(契約額495,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>
神奈川県動物愛護センター [既報告]	令和3年3月10日(令和2年 12月3日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>歳計外現金事務において、登録ボランティア活動謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、10,989円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>

ケ 産業労働局(5か所、8件)

(7) 本庁機関(3か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
産業部産業振興課	令和3年8月31日(令和3年 7月27日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、機械警備業務委託契約(契約総額781,116円)に係る令和2年7月分及び同年8月分の支払額計26,180円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、ネットワーク機器保守管理委託契約(契約額286,000円)に係る令和2年7月分の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期限の2日後に検査を完了していた。</p>
中小企業部金融課	令和3年8月31日(令和3年 7月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、令和2年度の事業執行に伴い使用する郵便切手について、総務局長通知に反し、不要不急であるにもかかわらず17,388円分を購入していた。</p>
労働部産業人材課	令和3年8月31日(令和3年 7月28日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、受講用端末ほか購入契約(契約額37,899,950円)の履行遅滞に伴う違約金124,187円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入として収入調定を行うべき</p>

		ところ、これを行わず、契約額37,899,950円から違約金相当額124,187円を減額して支払うことにより処理していた。[特記前出]
--	--	---------------------------------------------------------------------

(6) 出先機関 (2か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技術短期大学校	令和3年1月25日及び同年8月19日 (令和2年12月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 庁舎清掃業務契約及び庁舎巡回管理業務委託契約について、令和2年4月1日からの契約開始に向けて入札を実施すべきところ、業務多忙であるとして入札公告を遅らせた上で、それぞれ同月1日から同月10日までの契約 (契約額計: 273,020円)、同月13日から同月17日までの契約 (契約額計: 172,700円) 及び同月20日から両業務の終期 (庁舎清掃業務契約については令和5年3月31日、庁舎巡回管理業務委託契約については令和3年3月31日) までの契約 (契約総額計: 27,214,000円) の3契約に分割し、前2者については予定価格が50万円未満であることを理由として一者随意契約を締結していた。[特記前出] 2 校内ネットワークシステム運用支援業務委託契約 (契約額4,930,200円) について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月20日に締結していた。
神奈川県立東部総合職業技術校 [既報告]	令和3年1月29日 (令和2年12月10日及び同月11日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料2件、8,868円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。

コ 県土整備局 (14か所、33件)

(7) 本庁機関 (2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	令和3年7月28日 (令和3年6月11日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、流域下水道事業に係る事務経費負担金の算定を誤っているものがあった。これにより、1件、154,576円が徴収不足であった。[特記前出]
河川下水道部河川課	令和3年7月28日 (令和3年6月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、水防・土砂災害警戒配備用通信端末への気象情報配信業務契約 (契約額231,000円) について、契約を締結する前に業務を開始させていた。

(8) 出先機関 (12か所、31件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和3年1月25日 (令和2年12月2日から同月4日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、庁舎一般廃棄物収集運搬業務契約 (単価契約、概算総価額29,040円) 及び古紙回収等処理業務契約 (単価契約、概算総価額64,086円) について、いずれも見積書を提出させる前に業務を開始させていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度急傾斜地崩壊対策工事 (公共) その2 令和2年度急傾斜地崩壊対策工事 (公共) その1 合併地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、基地から現地までの搬入及び搬出に要する運搬費を間接調査費に計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額 (9,361,000円) が66,000円過小であった。その結果、変更後の契約額 (7,955,200円) が56,100円過小であった。 (2) 令和元年度急傾斜地崩壊対策工事 (公共) その3の変更設計額の積算に当たり、草刈りや伐木などの準備費について、公共工事設計労務単価等の改定に伴う請負代金額の変更に係る受注者との協議に基づき、改定した労務単価とすべきところ、誤って改定前の労務単価をそのまま用い、労務費を19,188円過小に計上するなどしていたため、変更後の設計額 (84,216,000円) が11,000円過小であった。その結果、変更後の契約額 (74,935,300円) が9,900円過小であった。 (3) 令和元年度交通安全施設補修工事 (県単) その1の変更設計額の積算に当たり、歩道橋撤去工及び付帯工について、構造物とりこわしを誤って二重に計上して積算す

		るなどしていたため、変更後の設計額(96,008,000円)が110,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(87,348,800円)が100,100円過大であった。[特記前出]
神奈川県平塚土木事務所 [既報告]	令和3年2月15日(令和2年12月23日から同月25日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、いせはら塔の山緑地公園パークセンターの機械警備業務委託契約(契約総額352,440円、契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県藤沢土木事務所	令和3年3月9日(令和3年1月27日から同月29日まで職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和元年度FRP船りサイクルシステムに係る産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(契約額831,160円)について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,414円を令和2年度に支払っていた。 (2) 令和2年4月分から同年6月分までの雑誌購読料1件、5,313円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成30年度街路整備工事県単(その3)令和元年度街路整備工事県単(その6)合併の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても上層路盤の上層に施工する瀝青材料の適用を誤ったため、変更後の設計額(150,294,400円)が108,000円過大であった。 (2) 令和元年度急傾斜地施設改良工事(ゼロ県債)(その1)ほか1件の設計額の積算に当たり、準備費の木根等処分費について、当初設計に引き続き、変更設計においても建設木くずの処分費の単価を誤って適用したため、変更後の設計額(計71,566,000円)が220,000円過大であった。
神奈川県厚木土木事務所 [既報告]	令和3年2月26日(令和2年12月7日から同月9日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約(単価契約、概算総価額1,006,500円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている処分及び最終処分の場所等に関する事項等を記載していなかった。 (2) 厚木南合同庁舎清掃業務委託契約(契約額6,732,000円)及び厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約(契約額11,880,000円)について、前金払をすることができず経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[特記前出] 2 工事事務において、令和2年度河川修繕工事県単(その2)、令和2年度砂防環境整備工事県単(その1)除草業務委託合併ほか1件の設計額の積算に当たり、堤防除草工の発生材処理工について、当初設計に引き続き、変更設計においても処理費の単価の算定を誤ったため、変更後の設計額(計14,289,000円)が55,000円過大であった。 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 地方公営企業が行う下水道管及びマンホールの設置に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を減額していた。これにより、令和2年度の使用料1件、7,046円が徴収不足であった。 (2) 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター [既報告]	令和3年2月26日(令和2年12月10日、同月11日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、273円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター [既報告]	令和3年2月26日(令和2年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、令和元年災害復旧工事県単(その31)の設計額の積算に当たり、作業場所に設置した仮設の敷鉄板の運搬費について、往復分の運搬費用を計上すべきところ、誤って片道分の運搬費用を計上して積算するなどしていたため、設計額(10,978,000円)が220,000円過小であった。
神奈川県西土木事務所	令和3年3月18日(令和3年2月1日から同月3日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、側溝清掃業務委託契約に基づく令和2年4月分から同年8月分まで(支払額4,295,236円)の

		<p>執行に当たり、「(節) 役務費」とすべきところ、「(節) 委託料」で執行していた。[特記前出]</p> <p>2 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,500円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>
<p>神奈川県西土木事務所小田原土木センター</p>	<p>令和3年3月18日(令和3年2月4日、同月5日及び同月8日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、根府川駐車場清掃業務委託契約(契約額1,293,600円)に係る支払7件、785,400円について、契約に定められた請求時期が到来していなかったにもかかわらず、請求を受け支払を行っているものがあった。</p> <p>2 契約事務において、令和2年度河川修繕工事(県単)その4湖尻水門放流操作設備保守点検業務委託テレメータ放流警報システム保守点検業務委託発動発電機設備精密点検業務委託契約ほか1件(契約額計13,728,000円)について、入札公告では契約期間の始期を令和2年4月1日としていたにもかかわらず、落札決定の通知が同月2日に遅延したため、入札時の条件と異なり、同日を始期として契約を締結していた。[特記前出]</p> <p>3 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和2年度通常砂防工事(公共)当初5号その1地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(8,800,000円)が99,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(7,475,600円)が83,600円過大であった。[特記前出]</p> <p>(2) 令和元年度河川改修工事(県単)その10の変更設計額の積算に当たり、仮設工の仮設進入路について、当初設計に引き続き、変更設計においても敷鉄板賃料の単価を誤って適用したため、変更後の設計額(計63,580,000円)が143,000円過小であった。</p> <p>(3) 令和元年度河川改修工事(公共)その3、令和元年度河川修繕工事(県単)その55、令和元年度河川修繕工事(県単)明許繰越その2合併の変更設計額の積算に当たり、根固め工で実施した根固めブロック工の既設床面取壊し工について、廃材処理料を361,050円過大に計上するなどしていたため、変更後の設計額(68,189,000円)が572,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(60,663,900円)が509,300円過大であった。[特記前出]</p> <p>4 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,100円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>
<p>神奈川県横浜川崎治水事務所</p>	<p>令和3年7月12日(令和3年3月11日及び同月12日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額10,967,440円)に係る委託対象自動車のリース契約を解除するなどしたにもかかわらず、契約の変更を行っていなかった。[特記前出]</p> <p>(2) 液晶プロジェクター賃貸借契約(契約額6,204円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。</p> <p>2 工事事務において、令和元年度急傾斜地崩壊対策工事(公共)104-2地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、解析等調査業務費について、補正係数の算出条件を誤って積算していたため、変更後の設計額(7,084,000円)が286,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(6,020,300円)が243,100円過小であった。[特記前出]</p>
<p>神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター</p>	<p>令和3年5月21日(令和3年3月9日及び同月10日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、令和元年度水防情報基盤緊急整備工事(県単)その3の設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても往復分を計上すべきところ、誤って片道分を計上して積算していたため、変更後の設計額(61,259,000円)が209,000円過小であった。</p>
<p>神奈川県流域下水道整備事務所</p>	<p>令和3年4月19日(令和3年3月3日及び同月4日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、公用車の購入2件、3,145,168円の執行に当たり、入札、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁により行うこととしていたにもかかわらず、そのために必要となる神奈川県財務規則及び神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の規定に基づく事務事業の指定を受けていなかった。[特記前出]</p> <p>2 契約事務において、公用車の購入契約(契約額1,235,168</p>

		円)の締結に当たり、購入費の一部である自動車リサイクルに係る資金管理料金290円について、課税取引とすべきところ、誤って不課税取引としたため、契約書に記載する消費税額及び地方消費税額が26円過小であった。また、会計事務処理において、「(節)車両運搬具」の金額を26円過大に計上しており、「(節)消費税及び地方消費税仮払金」を同額過小に計上していた。
神奈川県住宅営繕事務所	令和3年8月5日(令和3年5月27日、同月28日及び同月31日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、県営住宅駐車場の使用料及び保証金に係る還付金のうち、平成30年度から令和元年度までの間に振込不能となった24件、297,664円について、還付処理が1年を超えて遅れていた。[特記前出]

サ 会計局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
調達課	令和3年7月19日(令和3年6月11日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和2年度上半期複写用紙(横浜北)単価契約ほか7件(概算総価額計77,052,613円)の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。[特記前出]

シ 企業庁(8か所、17件)

(7) 本庁機関(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部会計課	令和3年7月21日及び同年9月10日(令和3年5月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、収納データ作成業務委託契約ほか2件(単価契約、概算総価額計36,996,000円)及び上下水道料金管理システム等運用業務委託契約ほか2件(契約額計252,208,000円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、企業局総務部長通知に基づき新年度開始後速やかに契約すべきところ、いずれも5月に締結していた。[特記前出]
財務部財産管理課	令和3年7月21日及び同年9月10日(令和3年5月18日職員調査)	(不適切事項) 文書の管理において、保存期間満了前の文書及び保存期間が満了し公文書館へ引き渡すべき文書を大量に廃棄していた。

(4) 出先機関(6か所、15件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所[既報告]	令和3年2月26日(令和3年1月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、企相第18号相模原市中央区由野台2丁目29番付近配水管改良工事(概数設計)ほか1件(契約額計75,598,820円)の入札に当たり、工事条件付き一般競争入札参加資格審査会で同種工事の施工実績を競争参加資格要件として設定していなかったにもかかわらず、これを設定して入札を行い、受注者を決定していた。[特記前出]
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所[既報告]	令和3年4月26日(令和3年1月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、企鎌第9号鎌倉水道営業所管内配水池等構内整備の設計額の積算に当たり、植栽手入工について、当初設計に引き続き、変更設計においても、刈草・剪定材の処分料に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額(計10,318,000円)が110,000円過大であった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯1基が共架されているものがあった。 (要改善事項) 「鎌倉水道営業所の機械警備業務委託契約及び清掃業務委託契約に関する件」(前記3(1)キ参照)
神奈川県企業庁厚木水道営業所	令和3年5月17日(令和3年2月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、道路掘削許可に係る路面復旧監督事務費10件、55,216円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、令和2年度漏水対策業務委託契約9件(単価契約、支出額50,954,090円)に係る業務委託従事者証明書について、漏水対策業務委託等実施要領に定める様式により受注者に交付すべきところ、有効期限の記載がない誤った様式により交付していた。 3 工事事務において、企厚第9号厚木市中町3丁目8番付近配水管改良工事(概数設計)の施工に当たり、厚木市内での水道管の埋設工事について、道路占用等許可書に記載

		<p>の工事期間内での工事完了が困難となったにもかかわらず、道路法及び厚木市道路占用規則に反し、道路占用の変更が許可されるまでの間、許可期間を超えて工事を行っていた。</p> <p>4 財産管理事務において、企業庁用地の電話柱1本に係る行政資産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額81,288円のうち54,112円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>
神奈川県企業庁寒川浄水場 [既報告]	令和3年4月22日(令和3年3月18日及び同月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、企寒第25号寒川浄水場浸水対策(門扉部)工事の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費43,680円を計上していなかったことなどにより、変更後の設計額(101,453,000円)が44,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(96,329,200円)が41,800円過小であった。</p>
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和3年2月19日及び同年7月7日(令和3年1月12日及び同月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和2年6月分及び同年7月分の淵野辺加圧ポンプ所公共下水道使用料(1,509円)の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和2年8月分の衛星携帯電話料金(5,900円)が支払期限より後に支払われることになった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 谷ヶ原浄水場内周囲環境整備委託の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても、除草工の処分費に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額(計1,067,000円)が33,000円過大であった。</p> <p>(2) 令和2年度谷ヶ原浄水場脱水ケーキ処理業務委託契約(単価契約、概算総価額35,062,500円)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、同政令第11条第1項により随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。[特記前出]</p> <p>(3) 谷ヶ原浄水場排水処理施設運転管理業務委託(単価契約、概算総価額213,229,079円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けない契約であると誤認したため、随意契約を行った場合に同政令第12条及び神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を行っていなかった。[特記前出]</p> <p>3 財産管理事務において、令和2年度に売却により処分した膜モジュール(帳簿価額362,800円)について、売却時に固定資産台帳から削除するとともに、固定資産売却損1件、202,800円を計上すべきところ、これを行っていなかった。[特記前出]</p>
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 [既報告]	令和3年2月5日(令和2年12月21日及び同月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、寒川取水施設環境整備工事(草刈)(契約額4,785,000円)に係る第2回出来高支払額(3,220,000円)について、誤って第1回出来高支払額を含めて算定したため、支払額が1,300,000円過大であった。</p>

ス 議会局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
議会局経理課	令和3年9月14日(令和3年8月4日及び同月5日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、神奈川県議会議場機器操作業務委託(単価契約、支出額5,412,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>

セ 教育委員会(50か所、66件)

(7) 本庁機関(7か所、10件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和3年7月30日(令和3年6月1日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約(契約額27,500,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しない</p>

		にもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出]
行政部財務課	令和3年7月30日(令和3年6月2日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、県立学校児童生徒等健康診断健診器具(鼻鏡)賃貸借契約(単価契約88円/本)について、令和2年7月分から同年9月分までに係る129,360円及び同年10月分から同年12月分までに係る160,160円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)及び校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約(契約額27,500,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出]
行政部教育施設課	令和3年7月30日(令和3年6月3日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和2年度二俣川看護福祉高校及びよこはま看護専門学校地歴調査業務委託契約(契約額979,000円)について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、工期延長に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。 (要改善事項) 「県立学校等に設置する自動販売機の設置場所の賃貸借契約に関する件」(前記3(2)イ参照)
行政部厚生課	令和3年7月30日及び同年9月9日(令和3年6月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、教職員メンタルヘルス研修業務委託契約(契約額1,618,100円)の締結に当たり、契約日を令和2年4月8日とすべきところ、同年3月31日としていた。
指導部高校教育課	令和3年7月30日(令和3年6月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、外国人による語学指導推進事業に係る外国語指導助手業務委託契約4件(契約額計344,856,902円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月14日に締結していた。[特記前出]
指導部保健体育課	令和3年7月30日(令和3年6月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出] 2 定時制課程を置く県立高等学校のうち食堂運営を希望する11校における食堂業務委託契約(11件、契約額計26,032,928円)に係る受注者の選定について、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、事前公募により行うこととし、上記の11校に指示していた。その結果、11校全てにおいて、事前公募により受注者を決定していた。[特記前出]
生涯学習部文化遺産課	令和3年7月30日(令和3年6月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年5月分及び令和3年3月分のガス料金(総額2,874円)の支払に当たり、支払期限までの支払を行っていなかった。その結果、延滞利息4円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。

(イ) 出先機関(43か所、56件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館 [既報告]	令和3年3月11日(令和3年1月28日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年3月分後納郵便料金91,796円の支払に当たり、支出手続を失念していた令和2年4月分のガス代75,318円が先に口座振替されたことにより、前入金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息1件、255円を支払っていた。
神奈川県立近代美術館	令和3年5月17日(令和3年1月14日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、「珠玉の日本画」展著作権使用料及び手数料計55,880円の執行に当たり、著作権管理を委任されている法人に対する処理手数料(8,800円)については、「(節) 役務費」とすべきところ、著作権使用料と併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。

		2 契約事務において、タクシーの借上げに係る契約の締結に当たり、支払期限までに代金を支払わない場合の遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。
神奈川県立歴史博物館	令和3年7月29日(令和3年4月14日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、労働安全衛生法に定められた産業医謝礼金の支払に当たり、契約に定められた期限までに支払っていないものが6件、360,000円あった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) エレベーター及びエスカレーター保守管理業務委託契約(契約額1,119,360円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 (2) 自動ドア保守管理業務委託契約ほか1件(契約額計800,558円)の締結に当たり、契約の成立に必要な発注書の送付を行っていなかった。
神奈川県立城郷高等学校	令和3年8月6日(令和3年4月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 全日制授業料の収入未済1件、28,000円について、令和2年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。 2 支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額28,361円のうち20,182円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立横浜明朋高等学校 [既報告]	令和3年2月24日(令和2年12月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県立横浜明朋高等学校コンピュータ教室用機器賃貸借契約ほか1件(契約額計194,876円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。 2 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額42,955円)及び一般産業廃棄物収集運搬委託契約(単価契約、概算総価額115,500円)の締結に当たり、契約の効力を遡及するために規定した条文において、契約期間の開始日を規定している契約書の条項を誤って記載していた。
神奈川県立横浜水取沢高等学校	令和3年7月21日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年4月分の電気料金(232,884円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息13円を支払っていた。
神奈川県立金沢総合高等学校	令和3年7月12日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、環境整備業務委託契約(契約総額24,156,000円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。[特記前出]
神奈川県立釜利谷高等学校 [既報告]	令和3年3月1日(令和2年12月3日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額495,000円)に係る貸付料1件、135,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立田奈高等学校	令和3年9月1日(令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、印刷機用インク・マスターの買入契約(単価契約、インク2,750円/個、マスター6,050円/個)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。 2 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済1件、22,100円について、令和2年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。
神奈川県立荏田高等学校	令和3年6月28日(令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、エアコン更新代231,990円の執行に当たり、既存エアコンの運搬費2,200円については「(節) 役務費」、リサイクル費990円については「(節) 委託料」とすべきところ、エアコン購入代などと併せて全額を「(節) 備品購入費」で執行していた。
神奈川県立新栄高等学校	令和3年9月2日(令和3年)	(不適切事項)

	4月22日職員調査)	<p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 印刷機消耗品の供給契約(単価契約、概算総価額943,360円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。[特記前出]</p> <p>(2) 天吊りプロジェクト等購入代ほか2件(支出額計1,232,257円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていないものがあった。[特記前出]</p> <p>2 物品管理事務において、購入により取得したプロジェクトほか5点(税込価格計981,620円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納の通知を行っていない。[特記前出]</p>
神奈川県立金井高等学校	令和3年6月14日(令和3年4月26日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、コンピューター教室エアコン更新(契約額858,000円)の執行に当たり、フロンガス回収破壊処理費(21,273円)については「(節)委託料」で執行すべきところ、「(節)需用費」で執行していた。
神奈川県立横浜修悠館高等学校	令和3年7月12日(令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額1,643,400円、契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していない。また、契約日が令和2年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県立瀬谷西高等学校	令和3年7月21日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、印刷機消耗品供給契約(単価契約、概算総価額1,075,800円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。
神奈川県立百合丘高等学校	令和3年7月30日(令和3年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調機のリース契約ほか1件(契約額計25,608円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立菅高等学校	令和3年7月30日(令和3年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、電話装置のリース契約(契約額11,616円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立麻生高等学校	令和3年6月8日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可を行った防犯灯用ポール3本及び防犯灯用引込みポール2本について、管理者の変更に伴う使用廃止及び使用許可の手続が行われていなかった。[特記前出]
神奈川県立橋本高等学校	令和3年6月10日(令和3年4月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託(一部単価契約、支出額158,400円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県立相模原総合高等学校	令和3年8月13日(令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、通信機器設置工事により取得したL2スイッチ1点(価格49,500円)について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。
神奈川県立城山高等学校	令和3年7月19日(令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可及び使用承認に係る使用料4件、1,535,057円について、調定が3月を超えて遅れていた。[特記前出]
神奈川県立津久井高等学校	令和3年8月26日(令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済11件、605,316円及び定時制授業料の収入未済3件、52,400円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない。[特記前出]
神奈川県立相模原高等学校	令和3年8月17日(令和3年4月12日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得した体重計(税込

		価格58,190円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県立追浜高等学校	令和3年7月12日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守管理業務委託契約(契約総額1,994,784円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月26日に締結していた。
神奈川県立横須賀南高等学校	令和3年8月20日(令和3年4月27日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済8件、270,879円について、令和元年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立平塚江南高等学校 [既報告]	令和3年4月26日(令和2年12月4日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料1件、518円が徴収不足であつた。
神奈川県立高浜高等学校	令和3年9月2日(令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済2件、20,000円について、令和元年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立鎌倉高等学校	令和3年6月28日(令和3年1月22日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,973円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立藤沢西高等学校	令和3年7月21日(令和3年5月11日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、自習室エアコン設置工事(契約額440,000円)の執行に当たり、エアコン設置料金については「(節)需用費」とすべきところ、エアコン購入と併せて「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、空調機器保守管理業務委託契約(契約額4,224,000円)について、最低制限価格を設ける場合は、その旨を公告事項とする必要があるにもかかわらず、これを行わないまま入札を執行し、最低制限価格未満の価格により入札した者を失格としていた。
神奈川県立小田原東高等学校	令和3年8月20日(令和3年5月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済9件、695,120円について、平成29年度から令和元年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立秦野高等学校	令和3年7月7日(令和3年4月28日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、学校案内の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費1件、75,900円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立大和南高等学校	令和3年7月12日(令和3年1月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、令和元年度の授業料11件、108,900円について、就学支援金の認定などによる過誤納金の発生状況を把握していなかったため、還付が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立伊志田高等学校	令和3年7月14日(令和3年3月12日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、多目的室等エアコン設置工事(契約額637,450円)の執行に当たり、エアコン設置工事のうちエアコン本体(376,200円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、取付工事と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。 2 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額1,365,312円、契約期間:平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和3年8月19日(令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱11本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額309,487円のうち117,216円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立吉田島高等学校	令和3年7月7日(令和3年4月28日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、電話交換機賃貸借契約(契約額1,982,232円)に係る令和2年7月分の支払額23,598円につ

		いて、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和2年度の共架柱に係る使用料10件、19,530円が徴収不足であつた。[特記前出]
神奈川県立愛川高等学校	令和3年8月11日(令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済19件、1,281,370円について、平成29年度から令和2年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立横浜南養護学校 [既報告]	令和3年4月9日(令和3年2月10日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、取付式内窓設置工事(契約額252,890円)の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、サッシ代金99,000円を「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、感染症抗体検査及び予防接種業務契約(単価契約、概算総価額453,400円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。
神奈川県立保土ヶ谷養護学校	令和3年7月29日(令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平沼分教室職員室間仕切り新設等工事請負契約(契約額1,465,200円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる執行何票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県立金沢養護学校	令和3年9月9日(令和3年2月12日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、テレビ5台及び洗濯機6台の収集運搬・リサイクル代55,330円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。 2 契約事務において、金沢養護学校給食業務委託(長期継続契約、契約総額63,379,800円)について、入札不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[特記前出]
神奈川県立瀬谷養護学校	令和3年7月29日(令和3年1月29日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約(単価契約、110円/kg)及び一般廃棄物処理委託契約(単価契約、44円/kg)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.3%と記載していた。
神奈川県立中原養護学校	令和3年7月27日(令和3年4月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額369,600円)について、校舎耐震補強工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。
神奈川県立秦野養護学校	令和3年8月11日(令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、エアコン3台の買入れに係る契約(契約額1,848,000円)の締結に当たり、競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県立あおば支援学校	令和3年7月1日(令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得したプロジェクト一等備品12点(税込価格計1,232,660円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	令和3年7月30日(令和3年2月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、環境整備業務委託契約(長期継続契約、契約総額19,690,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。[特記前出]

ソ 人事委員会事務局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
人事委員会事務局総務課	令和3年9月7日(令和3年8月3日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、電気・機械試験問題集の使用料1件、110,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息900円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。

タ 公安委員会(4か所、4件)

(7) 本庁機関 (1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部施設課	令和3年8月10日及び同年9月14日 (令和3年6月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、山手警察署パンザマスト設置工事請負契約 (契約額6,380,000円) について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

(4) 出先機関 (3か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県南警察署	令和3年7月14日 (令和3年5月17日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年4月分の電気料金102,117円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分のガス料金203,490円を支払期限より後に支払うこととなり、その結果、延滞利息399円及び口座振替割引取消額660円を支払っていた。
神奈川県戸部警察署	令和3年5月26日 (令和3年4月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、被疑者運搬費及び食事代ほか1件 (支出額計17,722円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県川崎警察署 [既報告]	令和3年4月9日 (令和3年2月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、女子更衣室間仕切り工事 (契約額207,900円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (14か所)

(7) 本庁機関 (9か所)

いのち・未来戦略本部室、総務室、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関 (3か所)

神奈川県東京事務所、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県湘南地域県政総合センター

[以下既報告] (2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局 (13か所)

(7) 本庁機関 (7か所)

デジタル戦略本部室、組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、財産経営部庁舎管理課

(4) 出先機関 (2か所)

神奈川県平塚県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (4か所)

神奈川県相模原県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ 暮らし安全防災局 (3か所)

(7) 本庁機関 (1か所)

暮らし安全部消費生活課

(4) 出先機関 (1か所)

神奈川県消防学校

[以下既報告] (1か所)

神奈川県温泉地学研究所

エ 国際文化観光局 (4か所)

(7) 本庁機関 (3か所)

総務室、国際課、観光課

(イ) 出先機関 (0か所)

[以下既報告] (1か所)

神奈川県立国際言語文化アカデミア (令和3年3月31日廃止)

オ スポーツ局 (4か所)

総務室、ねんりんピック課、オリンピック・パラリンピック課、セーリング課

カ 環境農政局 (17か所)

(ア) 本庁機関 (10か所)

総務室、環境部環境計画課、環境部大気水質課、環境部資源循環推進課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農政部農業振興課、農政部農地課、農政部畜産課

(イ) 出先機関 (2か所)

神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県水産技術センター相模湾試験場

[以下既報告] (5か所)

神奈川県畜産技術センター、神奈川県中央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県西部漁港事務所

キ 福祉子どもみらい局 (11か所)

(ア) 本庁機関 (7か所)

総務室、共生推進本部室、子どもみらい部子ども家庭課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉部障害福祉課、福祉部生活援護課

(イ) 出先機関 (3か所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県厚木児童相談所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県立女性相談所

ク 健康医療局 (14か所)

(ア) 本庁機関 (6か所)

総務室、保健医療部医療保険課、保健医療部健康増進課、保健医療部がん・疾病対策課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(イ) 出先機関 (3か所)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター

[以下既報告] (5か所)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校

ケ 産業労働局 (13か所)

(ア) 本庁機関 (4か所)

産業部企業誘致・国際ビジネス課、産業部エネルギー課、中小企業部商業流通課、労働部雇用労政課

(イ) 出先機関 (5か所)

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所

[以下既報告] (4か所)

神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

コ 県土整備局 (23か所)

(ア) 本庁機関 (20か所)

総務室、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部砂防海岸課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(イ) 出先機関 (1か所)

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所

[以下既報告] (2か所)

神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

サ 会計局(2か所)

会計課、指導課

シ 企業庁(20か所)

(ア) 本庁機関(9か所)

総務室、財務部財務課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(イ) 出先機関(3か所)

神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所

[以下既報告](8か所)

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ス 議会局(3か所)

総務課、議事課、政策調査課

セ 教育委員会(146か所)

(ア) 本庁機関(8か所)

行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、インクルーシブ教育推進課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

(イ) 出先機関(113か所)

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模原弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立平塚農商高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曽屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校

[以下既報告](25か所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神

神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立えびな支援学校

ソ 人事委員会事務局（1か所）

神奈川県人事委員会事務局給与公平課

タ 監査事務局（2か所）

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

チ 労働委員会事務局（1か所）

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

ツ 選挙管理委員会（1か所）

神奈川県選挙管理委員会

テ 収用委員会事務局（1か所）

神奈川県収用委員会事務局

ト 神奈川海区漁業調整委員会（1か所）

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

ナ 内水面漁場管理委員会（1か所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

二 公安委員会（警察本部）（109か所）

(7) 本庁機関（58か所）

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、警備部オリンピック・パラリンピック対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(8) 出先機関（35か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

[以下既報告]（16か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警察署